

第2期

苫小牧市子ども・子育て支援事業計画

～子どもが、親が、地域が育つ、明るい子ども未来づくり・とまこまい～

計画素案

令和元年 11 月

苫 小 牧 市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 策定体制	3
第2章 苫小牧市の子ども・子育てを取り巻く環境	4
1 人口	4
2 世帯	7
3 人口動態	9
4 就労の状況	11
5 教育・保育事業の状況	13
6 地域子ども・子育て支援事業の状況	16
7 子ども・子育て支援施策の実施状況	21
8 ニーズ調査の結果概要	22
9 苫小牧市の子ども・子育て支援の課題	27
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	29
1 基本理念	29
2 基本目標	30
3 各主体の役割	31
第4章 子ども・子育て支援事業計画	32
1 教育・保育提供区域について	32
2 児童数の推計	33
3 量の見込みについて	34
4 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策	36
5 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	38
第5章 子ども・子育て支援施策の推進	42
施策体系	42
基本目標1 親子の心と体の健やかな成長と健康増進を支援します	43
1-1 子どもの健康増進	44
1-2 親の健康増進	46
1-3 食育の推進	48

1-4	小児医療の充実	49
基本目標2	子どもの教育・保育環境をより充実させます	50
2-1	幼児期の教育・保育の充実	51
2-2	放課後の教育環境の整備	51
2-3	学習指導の充実	52
2-4	国際教育の充実	52
2-5	教職員の資質向上	53
2-6	教育施設の整備	53
2-7	地域に開かれた学校づくり	54
2-8	いじめ・不登校対策の充実	54
2-9	家庭・地域の教育力の強化	55
2-10	多様な体験活動の充実	56
2-11	スポーツ活動の推進	58
2-12	読書活動の推進	59
2-13	健全な成育環境の整備	59
2-14	子どもの活動の経済的支援の充実	60
2-15	思春期保健対策の充実	60
基本目標3	それぞれの家庭環境に応じたきめ細かな支援をします	62
3-1	子育て家庭等への経済的負担の軽減	63
3-2	子育てに関する相談及び情報提供体制の充実	66
3-3	親の子育て力の強化	67
3-4	子育て家庭同士の交流の推進	68
3-5	保護の必要な子どもの受け入れ先の確保	68
3-6	ひとり親家庭等への相談体制の充実	69
基本目標4	仕事と子育ての両立を支援します	70
4-1	ワーク・ライフ・バランスの推進	71
4-2	多様なニーズに対する保育サービスの充実	73
基本目標5	地域で支えあい安心して子育てができる環境をつくります	75
5-1	地域の子育て力向上のための支援の充実	76
5-2	地域における子育て相談・交流の充実	77
5-3	子どもの健全育成の推進	78
5-4	子どもの権利の普及・啓発	79
5-5	安全安心なまちづくりの推進	80
5-6	安心して外出できる環境の整備	81
5-7	子どもの交通安全の確保	82
5-8	青少年の非行対策の推進	84
5-9	子どもの犯罪被害防止	85
基本目標6	一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をより充実します	86
6-1	児童虐待防止に対する対策	87
6-2	DV（ドメスティック・バイオレンス）家庭への支援の充実	88

6-3	ひとり親家庭等への経済的支援の充実.....	89
6-4	障がい児の発達支援の充実.....	90
6-5	障がい児家庭への経済的支援の充実.....	92
6-6	障がい児の教育・保育の充実.....	93
6-7	特別支援教育の推進.....	94
第6章	計画の推進体制.....	95
1	関係機関等との連携.....	95
(1)	庁内連携による施策の推進.....	95
(2)	北海道・関係機関との連携による施策推進.....	95
(3)	地域、教育・保育施設、学校との連携による施策推進.....	95
2	計画の達成状況の点検・評価.....	95

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、長期的な少子高齢化により子どもの人数が減少している中、働き方や家族形態の多様化、地域のつながりの希薄化等により、子どもとふれあう機会、子育てに関心のある地域住民、相談相手が減少しており、子育てをめぐる環境が変わり続けています。

このような中、国では全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる子ども・子育て関連3法を整備し、平成27年度から子ども・子育て支援新制度をスタートさせました。

本市においては、平成26年度に子ども・子育て支援法に基づき「苫小牧市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、乳幼児への教育・保育の充実、子育て支援に関する幅広い施策推進に取り組んできました。また、平成29年度には計画の中間見直しを行い、より実態に沿うよう、子育て支援施策の見直しを行っています。

一方、深刻化する児童虐待、子育て家庭の貧困や所得格差の拡大などの問題に対応するため、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「児童福祉法」等が改正され、関連施策の強化が進められています。

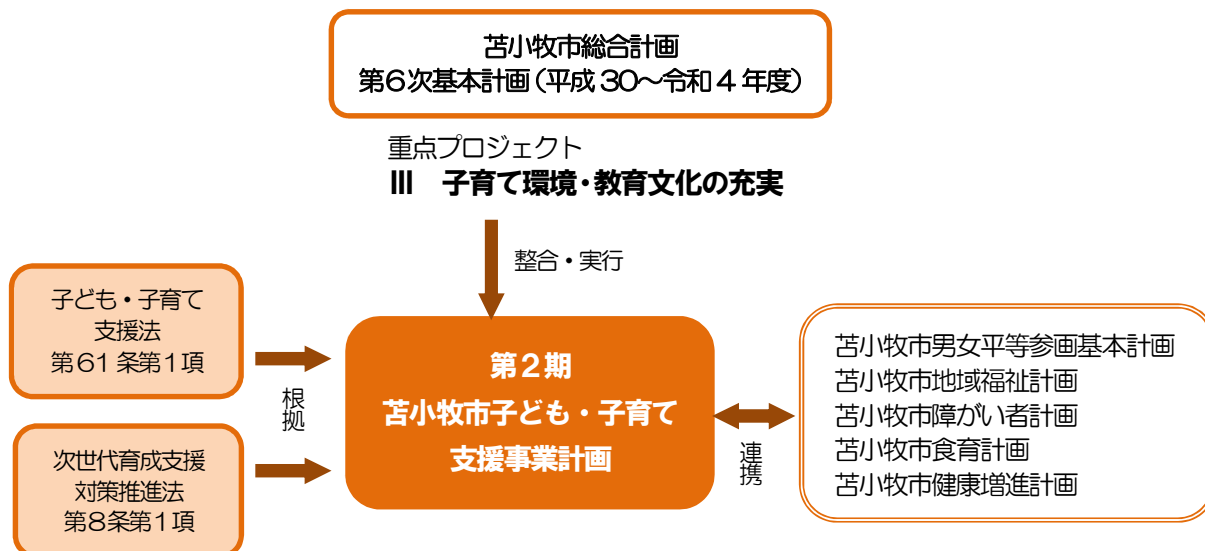
また、少子化対策として経済的負担軽減や人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の役割の重要性を鑑み、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されています。

このような背景のもと、5年を一期とする現行の「苫小牧市子ども・子育て支援事業計画」は平成31年度（令和元年度）を計画の最終年度としていることから、本市では、新たに「第2期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き、総合的な子育て関連施策を推進していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられ、子ども・子育て支援施策全般について、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」の役割を担います。

また、苫小牧市総合計画の下位計画として、苫小牧市男女平等参画基本計画、苫小牧市地域福祉計画、苫小牧市障がい者計画、苫小牧市食育計画及び苫小牧市健康増進計画との連携を図りながら、地域の子ども・子育て支援の総合計画として進めていきます。

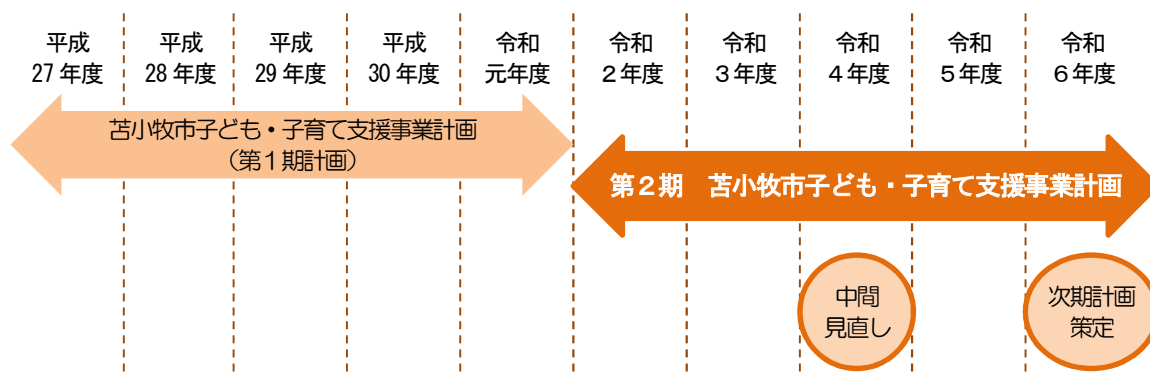


3 計画期間

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画について、同法の施行の日から5年を1期として作成することが定められています。

第1期計画が平成27年度から平成31年度（令和元年度）であったことから、第2期計画は令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、実施状況は毎年度評価・検証を行い、計画中間年度の令和4年度を目途に中間見直しを行うものとします。

さらに、令和6年度には、次期計画（第3期計画）の策定を行います。



4 策定体制

(1) 苫小牧市子ども・子育て審議会の実施

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「合議制の機関（地方版子ども・子育て会議）」に位置付けられるものとして設置した「苫小牧市子ども・子育て審議会」の中で、計画の内容について、学識経験者、子ども・子育て関連団体の代表、公募委員等による議論を行ってきました。

(2) ニーズ調査（利用者意向把握調査）の実施

子育て家庭の教育・保育及び子育て支援に関する現在の状況や今後の希望の把握を通じて、幼児期の教育・保育施設、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するため、また、子育ての実態や子育て支援施策の意向等を把握し、確保の方策を検討するため、未就学児及び小学生の保護者を対象にニーズ調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

（パブリックコメントの実施後に作成予定）

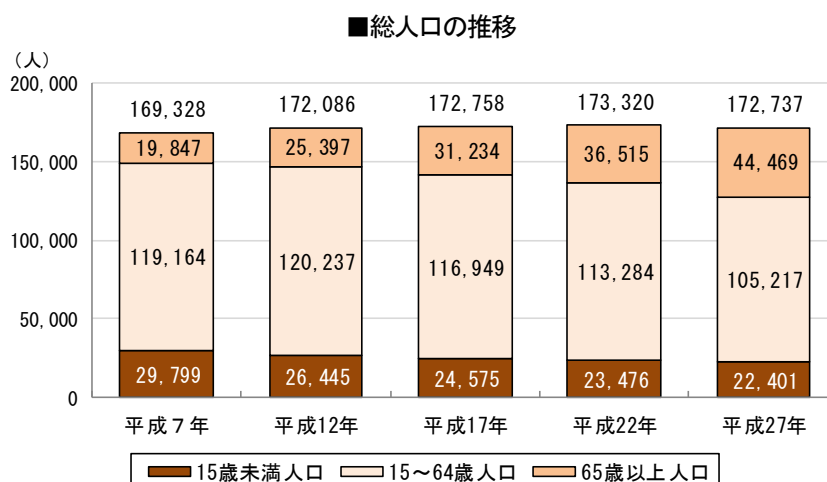
第2章 苫小牧市の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口

(1) 人口の推移

国勢調査における総人口は、平成22年までは増加傾向が続いていましたが、平成27年には減少し、172,737人となっています。

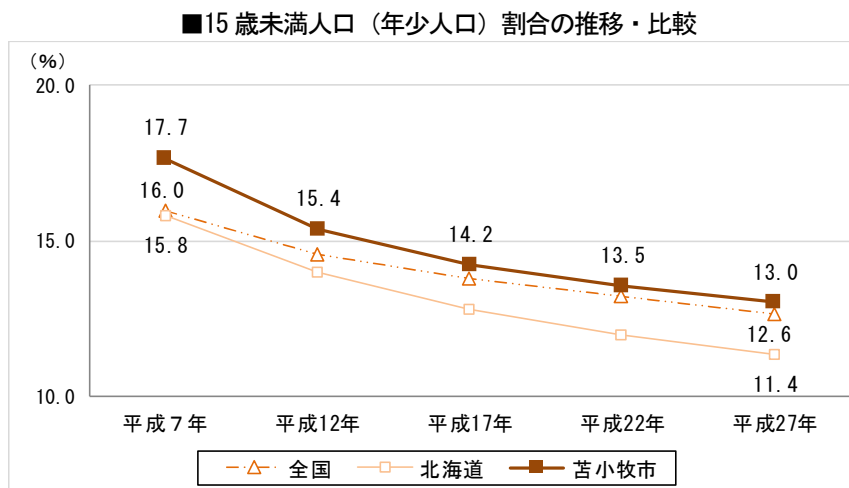
15歳未満人口（年少人口）は、長期的な減少傾向が続いており、平成7年の29,799人から平成27年には22,401人となっており、20年間で7,398人（24.8%）減少しています。



資料：国勢調査

総人口に占める15歳未満人口（年少人口）の割合は、本市では平成7年に17.7%でしたが平成27年には13.0%となっており、20年間で4.7ポイント低下しています。

この割合を全国、北海道と比較すると、本市では各年とも全国、北海道を上回っています。ただし、全国と比較すると平成7年の差は1.7ポイント、平成27年の差は0.4ポイントとなっており、差は縮小しています。

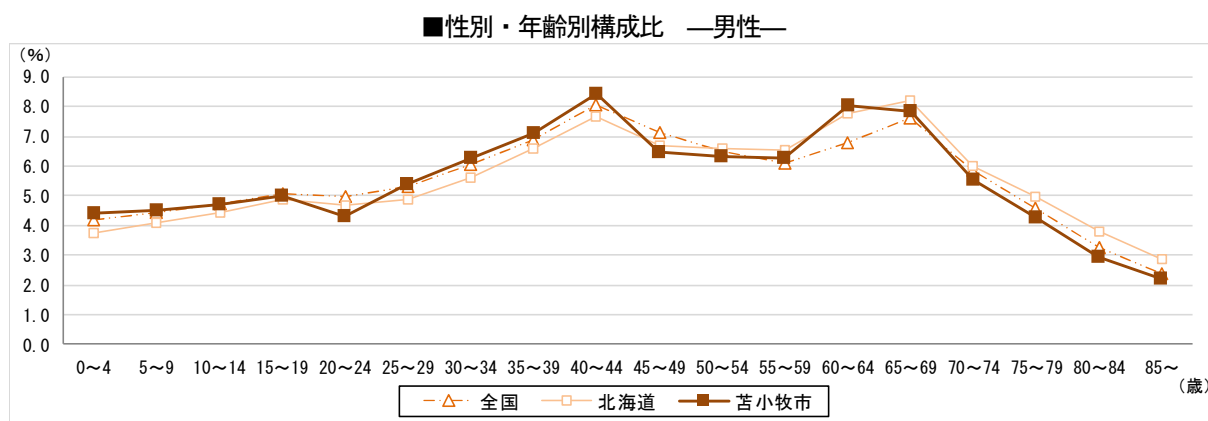


資料：国勢調査

(2) 人口構成

本市における、平成27年の国勢調査における男性の年齢別構成比（5歳階級）は、40～44歳と60～64歳の二つのピークがあります。

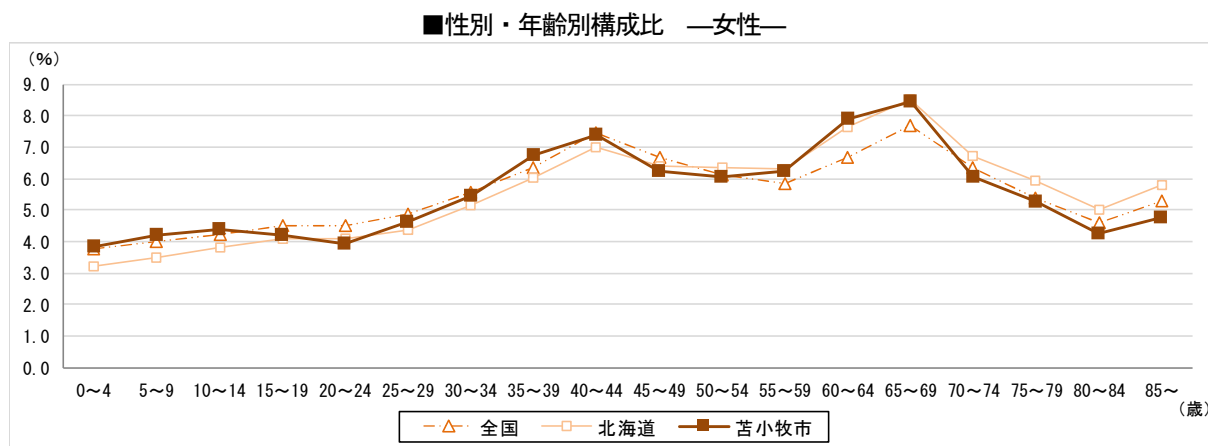
これを全国、北海道と比較すると、20～24歳では全国、北海道より低い割合となっていますが、25～29歳から40～44歳までの各年齢層で全国、北海道より高い割合となっています。



資料：国勢調査

女性については、40～44歳と65～69歳の二つにピークがあります。

これを全国、北海道と比較すると、20～24歳から30～34歳まではほぼ同じ割合となっています。また、35～39歳では、全国、北海道より高い割合となっています。



資料：国勢調査

(3) 子どもの人口

子どもの人口は、未就学児は各年齢層とも人口が減少しています。小学生は、増減を繰り返していますが、低学年、高学年ともに減少傾向となっています。

年齢別の人口の推移について、第1期計画における計画値と実績値を比較すると、0歳は平成28年度以降、計画値を下回っています。年々差は大きくなり、平成31年度には計画値より97人少なくなっています。1-2歳では平成29年度以降、3-5歳では平成31年度に計画値を下回っています。

また、小学生では、毎年、計画値を上回る実績となっています。

(人)

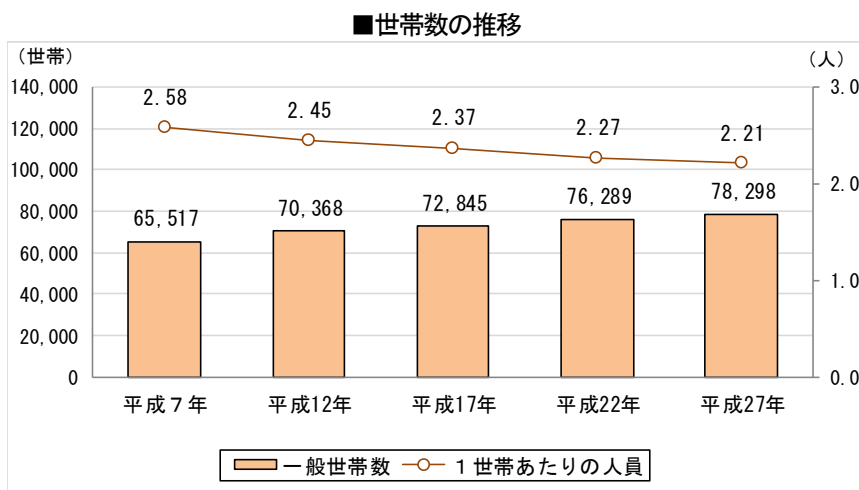
区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
未就学児	0歳	計画値	1,424	1,404	1,372	1,339	1,304
		実績値	1,439	1,391	1,304	1,249	1,207
		差	15	▲ 13	▲ 68	▲ 90	▲ 97
	1-2歳	計画値	2,929	2,903	2,862	2,810	2,745
		実績値	2,934	2,908	2,800	2,712	2,555
		差	5	5	▲ 62	▲ 98	▲ 190
	3-5歳	計画値	4,518	4,425	4,377	4,314	4,268
		実績値	4,551	4,475	4,435	4,327	4,253
		差	33	50	58	13	▲ 15
小学生	6-8歳 (低学年)	計画値	4,563	4,537	4,510	4,467	4,374
		実績値	4,574	4,576	4,550	4,509	4,423
		差	11	39	40	42	49
	9-11歳 (高学年)	計画値	4,591	4,583	4,505	4,525	4,500
		実績値	4,621	4,639	4,536	4,584	4,543
		差	30	56	31	59	43

資料：第1期計画、住民基本台帳（各年4月1日）

2 世帯

(1) 世帯数の推移

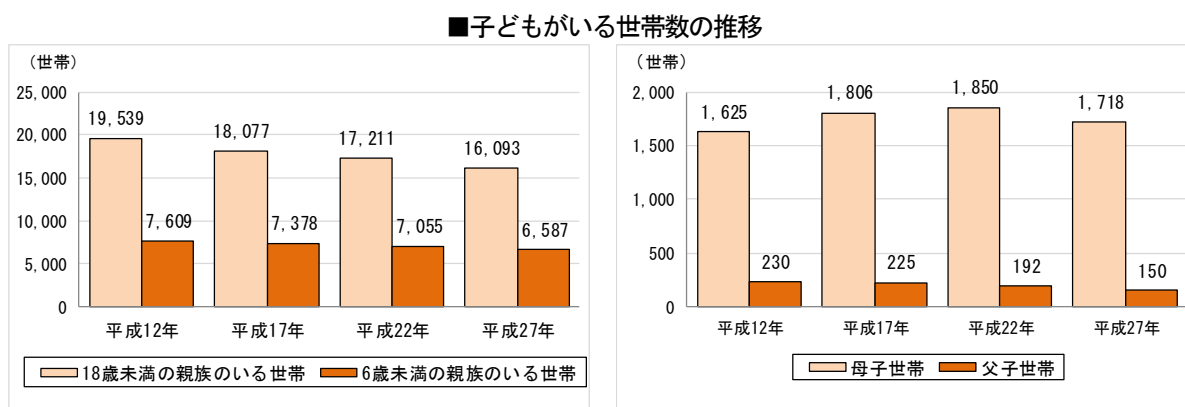
平成7年以降の国勢調査における世帯数は、長期的な増加傾向が続いており、平成7年の65,517世帯から平成27年には78,298世帯となっており、20年間で12,781世帯(19.5%)増加しています。



資料：国勢調査

平成12年以降の国勢調査における子どもがいる世帯数は、18歳未満の親族のいる世帯、6歳未満の親族のいる世帯ともに、長期的な減少傾向が続いており、15年間で18歳未満の親族のいる世帯が3,446世帯(17.6%)、6歳未満の親族のいる世帯が1,022世帯(13.4%)減少しています。

同期間の母子世帯数は、平成22年までは増加傾向が続いていましたが、平成27年には減少し、1,718世帯となっています。また、父子世帯は、減少傾向が続いており、15年間で80世帯(34.8%)減少しています。



資料：国勢調査

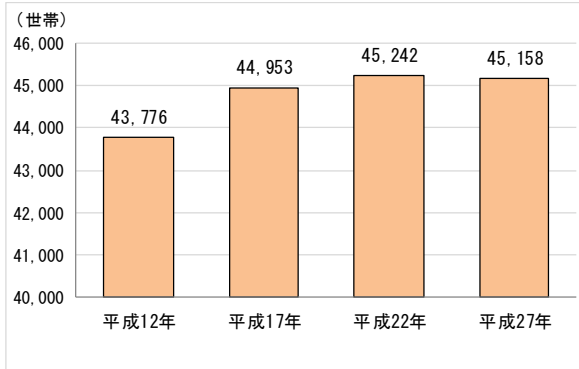
(2) 世帯構成（核家族世帯）

平成12年以降の国勢調査における核家族世帯数は、平成22年までは増加傾向が続いていましたが、平成27年には減少し、45,158世帯となっています。

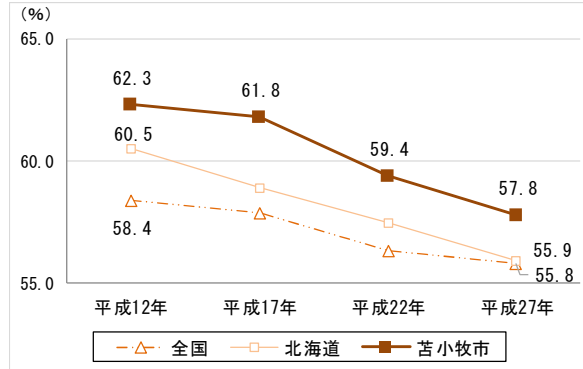
同期間の一般世帯に占める核家族の割合は、低下傾向が続いており、平成27年には57.8%となっています。

これを全国、北海道と比較すると、各年とも本市の割合は高くなっています。

■核家族世帯数の推移



■核家族世帯の割合の推移・比較



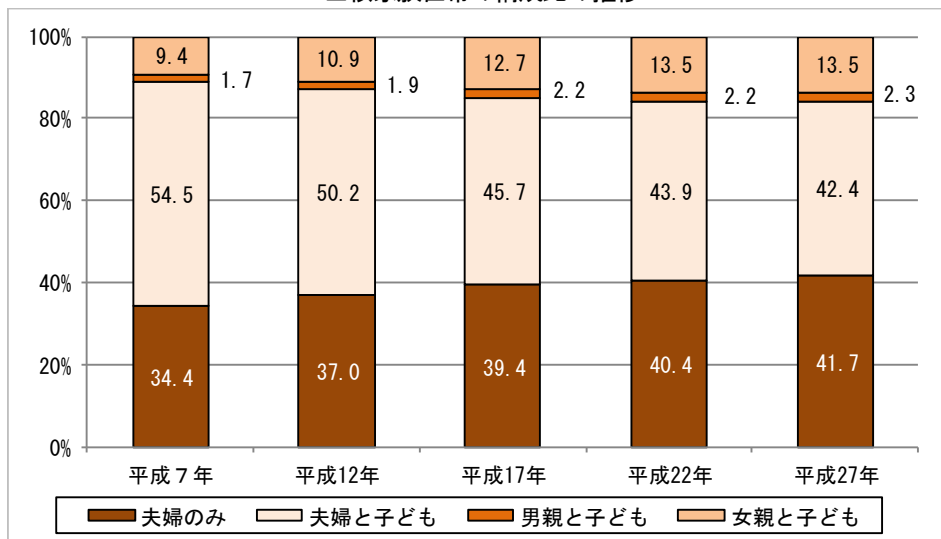
資料：国勢調査

核家族世帯を「夫婦のみ」「夫婦と子ども」「男親と子ども」「女親と子ども」の4区分で見ると、各年とも「夫婦と子ども」の割合が最も高くなっています。

「夫婦と子ども」の割合は、平成17年に50%を割り込み、平成27年には42.4%となり、「夫婦のみ」の41.7%とほぼ同率となっています。

「男親と子ども」と「女親と子ども」の割合は、調査年ごとに上昇しています。

■核家族世帯の構成比の推移



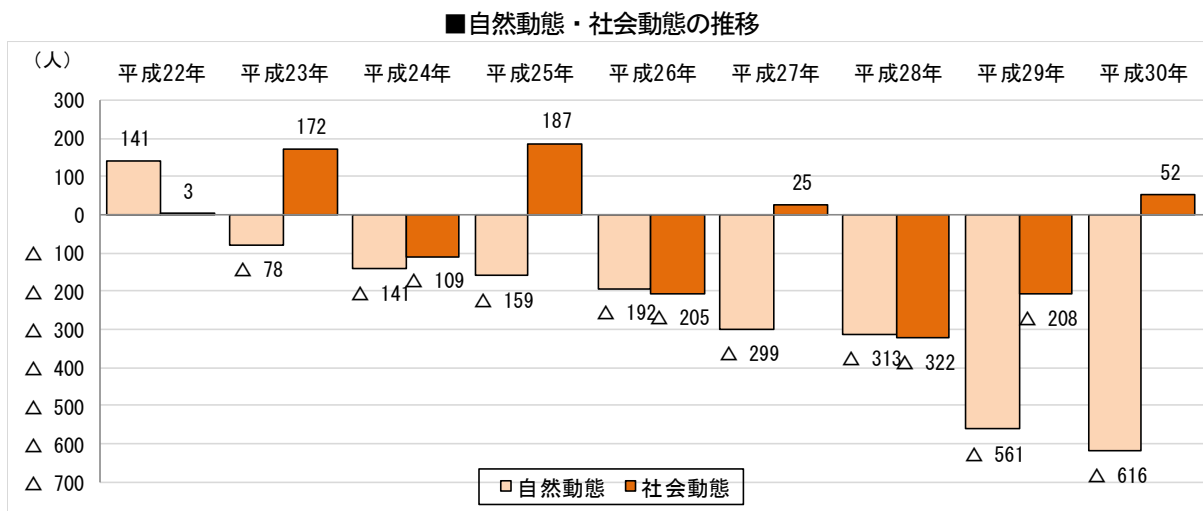
資料：国勢調査

3 人口動態

(1) 自然動態・社会動態

平成22年以降の自然動態（出生-死亡）は、平成22年は141人の増加でしたが、平成23年以降は自然減の傾向が進み、平成30年には616人の自然減となっています。

同期間の社会動態（転入-転出）は、年によって増減の差がみられます。

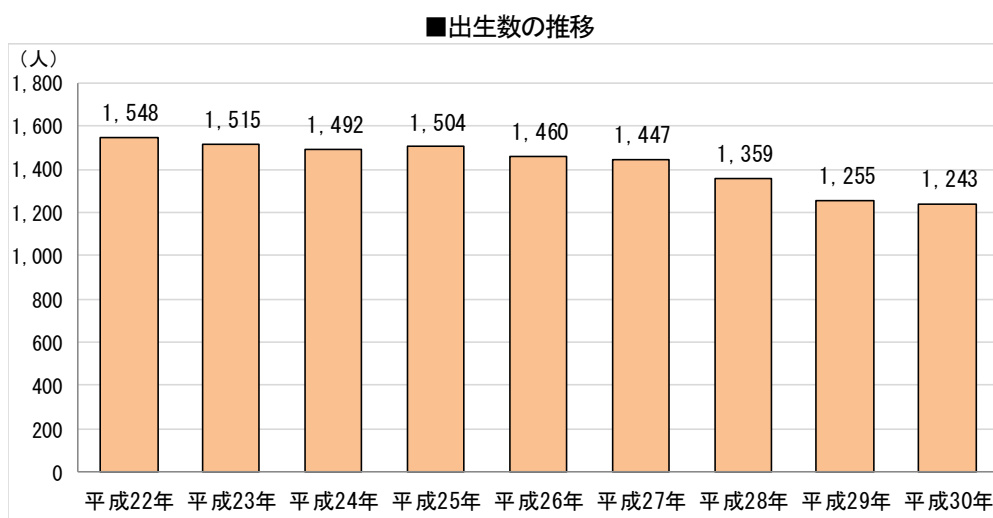


資料：人口動態統計

(2) 出生の状況

平成22年以降の出生者数は、減少傾向が続いており、平成30年には1,243人となっています。

また、平成25年と平成30年を比較すると、5年間で261人(17.4%)減少しています。

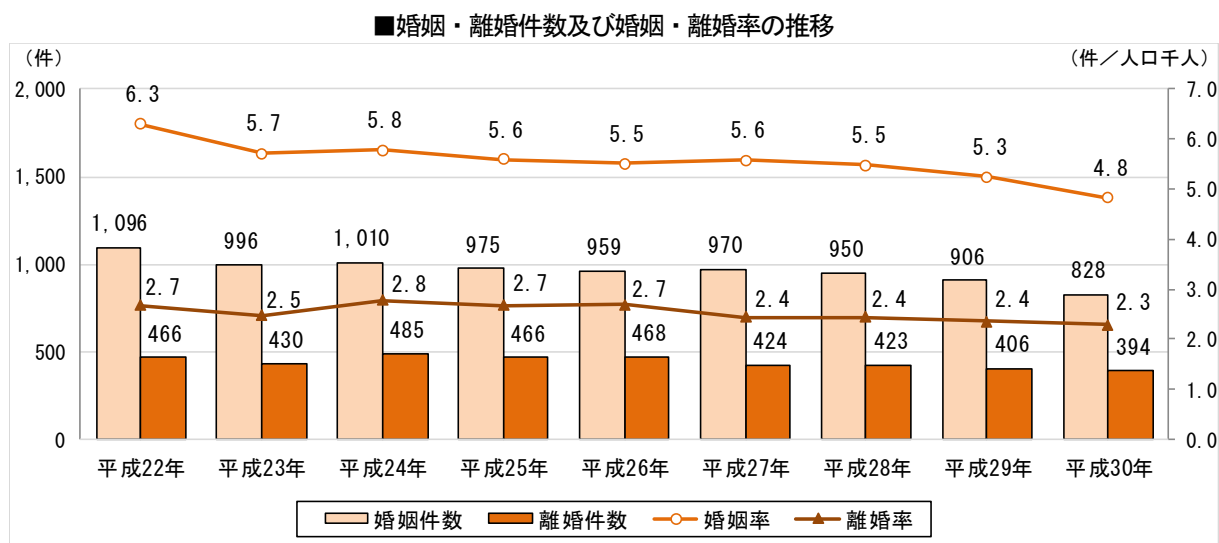


資料：人口動態統計

(3) 婚姻・離婚の状況

平成22年以降の婚姻件数は、平成22年、24年には1,000件を超えていましたが、平成23年、25年から29年は900件台で推移し、平成30年には828件となっています。なお、婚姻率は平成24年以降は低下傾向が続いており、平成30年には4.8(件/人口千人)となっています。

同期間の離婚件数は、平成24年に485件と比較的多くなっていますが、その後は減少傾向がみられ、平成30年には394件となっています。なお、離婚率は、平成26年までは2.5から2.8の範囲内で推移していましたが、平成30年には2.3となっています。

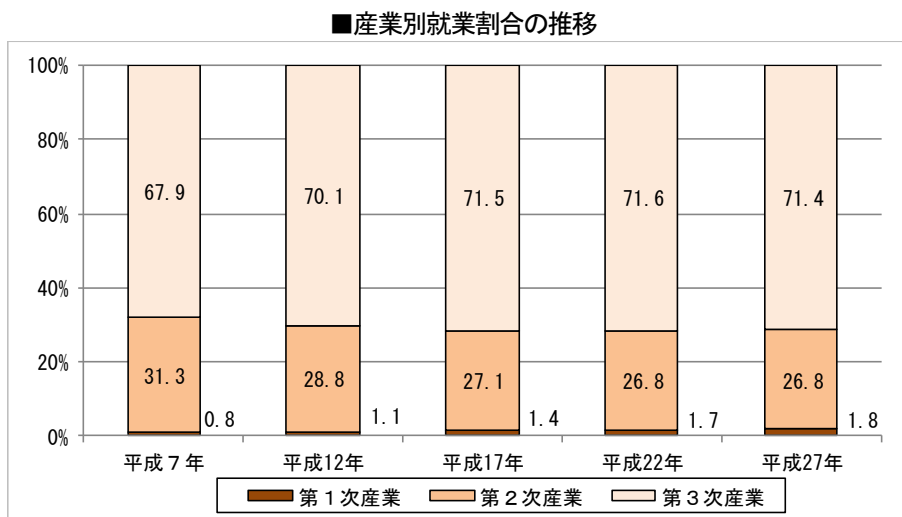


資料：人口動態統計

4 就労の状況

(1) 産業別就業状況

平成7年以降の国勢調査における産業別就業者数は、第3次産業就業者の割合が約7割となっています。第1次産業、第3次産業の割合はわずかに上昇傾向、第2次産業の割合は低下傾向となっています。

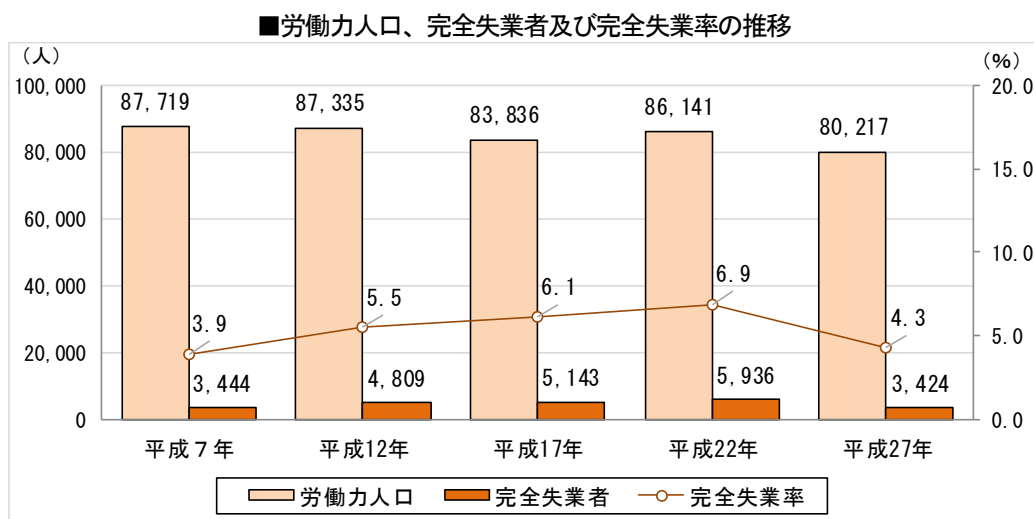


資料：国勢調査

(2) 完全失業者・完全失業率の状況

平成7年以降の国勢調査における完全失業者数は、平成22年までは増加傾向が続いていましたが、平成27年には減少し、3,424人となっています。なお、この数字は、平成7年の3,444人を下回っています。

同期間の完全失業率は、平成22年まで上昇傾向が続いていましたが、平成27年には低下し、4.3%となっています。

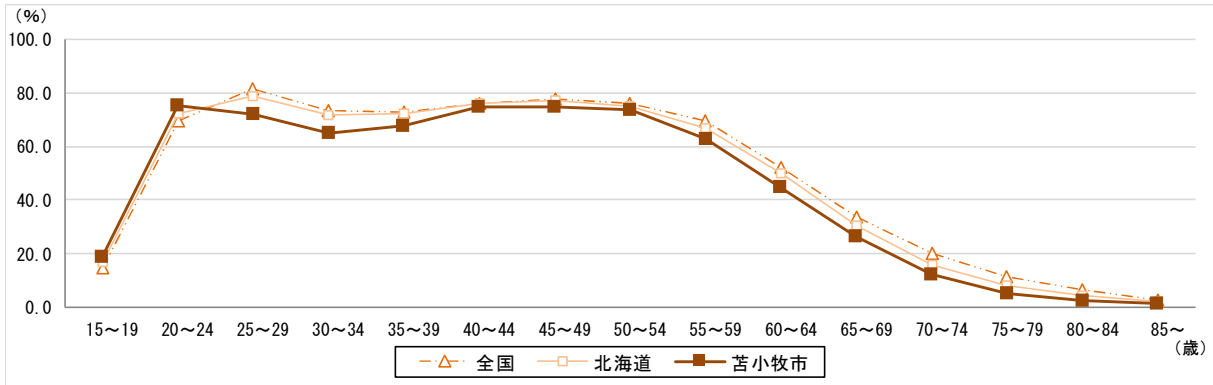


資料：国勢調査

(3) 性別・年齢別労働力率

女性の5歳階級別の労働力率を比較すると、20～24歳で全国、北海道の労働力率を上回っていますが、25～29歳以上の年齢層の労働力率は低くなっています。特に、25～29歳（71.8%）、30～34歳（65.0%）、35～39歳（67.5%）の割合が低くなっており、いわゆるM字カーブとなっています。全国、北海道と比較するとM字カーブが顕著となっています。

■女性の労働力率の比較（平成27年）

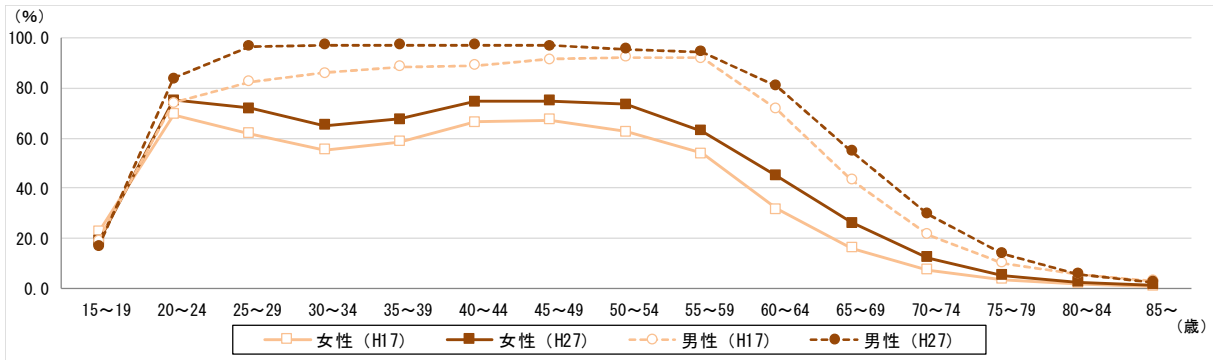


資料：国勢調査

男女別の5歳階級別の労働力率は、男女とも、20～24歳以上の各年齢層で平成27年の労働力率が平成17年の労働力率を上回っています。

このうち、女性については、25～29歳で10.1ポイント、30～34歳で9.7ポイント、35～39歳で8.9ポイント上昇しています。

■年齢別労働力率の推移



資料：国勢調査

5 教育・保育事業の状況

(1) 教育・保育施設の施設数

第1期計画においては、小規模保育事業所、事業所内保育事業所は平成27年度からの開設を計画していましたが、小規模保育事業所は平成29年度の開設となりました。なお、事業所内保育事業所は現段階で開設されていません。

中間見直しが行われた平成29年度以降は、目標値どおりの実績値となっています。

単位：園

区 分		第1期計画		第1期計画（中間見直し）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
認定こども園	目標値	4	5	6	9	9
	実績値	4	5	6	9	
保育所	目標値	20	20	18	18	18
	実績値	20	19	18	18	
小規模保育事業	目標値	2	4	4	6	8
	実績値	0	0	4	6	
事業所内保育事業	目標値	1	1	0	0	1
	実績値	0	0	0	0	
新制度幼稚園	目標値	1	1	5	7	7
	実績値	1	3	5	7	
幼稚園（私学）	目標値	17	16	12	7	7
	実績値	17	14	12	7	
計	目標値	45	47	45	47	50
	実績値	42	41	45	47	
	差	▲ 3	▲ 6	0	0	

(2) 教育・保育施設の利用状況

① 1号認定（3～5歳・教育施設）の利用者数

平成27年度以降、利用者の合計は、毎年度目標値を上回る実績値となっています。

このうち、認定こども園では実績値が目標値を下回り、新制度幼稚園と幼稚園（私学）では目標値を上回る実績値となっています。

なお、利用者数は、年々減少しています。

単位：人

区 分		第1期計画		第1期計画（中間見直し）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
認定こども園	目標値	256	411	264	732	767
	実績値	174	199	223	681	
新制度幼稚園	目標値	72	71	379	733	710
	実績値	75	211	442	874	
幼稚園（私学）	目標値	2,783	2,565	2,371	1,505	1,461
	実績値	2,936	2,710	2,442	1,491	
計	目標値	3,111	3,047	3,014	2,970	2,938
	実績値	3,185	3,120	3,107	3,046	
	差	74	73	93	76	

②2号認定（3～5歳・保育施設）の利用者数

認定こども園では目標値を上回る実績値となっていますが、保育所では目標値を下回る実績値となっています。

なお、認定こども園と保育所を合わせると、平成29年度までは目標値を下回る実績値となっていました。平成30年度には目標値を上回る実績値となっています。

なお、利用者数は年々増加しています。

単位：人

区 分		第1期計画		第1期計画（中間見直し）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
認定こども園	目標値	102	100	194	183	200
	実績値	111	171	221	308	
保育所	目標値	1,043	1,021	915	910	882
	実績値	942	916	879	866	
計	目標値	1,145	1,121	1,109	1,093	1,082
	実績値	1,053	1,087	1,100	1,174	
	差	▲ 92	▲ 34	▲ 9	81	

③3号認定（1、2歳）の利用者数

平成27年度、平成28年度は当初計画していた小規模保育事業所と事業所内保育事業所が開設されなかったため、小規模保育事業及び事業所内保育事業の実績値は0人となっています。

平成28年度までは目標値を下回る実績値となっていました。中間見直し後の平成29年度以降は目標値を上回る実績値となっています。

なお、利用者数は年々増加しています。

単位：人

区 分		第1期計画		第1期計画（中間見直し）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
認定こども園	目標値	84	108	137	151	151
	実績値	86	109	134	165	
保育所	目標値	570	570	485	498	498
	実績値	539	529	497	510	
小規模保育事業	目標値	24	46	53	82	108
	実績値	0	0	47	85	
事業所内保育事業	目標値	12	12	0	0	12
	実績値	0	0	0	0	
計	目標値	690	736	675	731	769
	実績値	625	638	678	760	
	差	▲ 65	▲ 98	3	29	

④3号認定（0歳）の利用者数

平成27年度、平成28年度は当初計画していた小規模保育事業所と事業所内保育事業所が開設されなかったため、小規模保育事業及び事業所内保育事業の実績値は0人となっています。

実績値が目標値を下回る状況が続いています。

なお、利用者数は年々増加しています。

単位：人

区 分		第1期計画		第1期計画（中間見直し）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
認定こども園	目標値	33	42	33	57	64
	実績値	26	27	39	51	
保育所	目標値	168	172	146	163	180
	実績値	146	145	133	137	
小規模保育事業	目標値	12	27	21	36	50
	実績値	0	0	22	32	
事業所内保育事業	目標値	6	6	0	0	7
	実績値	0	0	0	0	
計	目標値	219	247	200	256	301
	実績値	172	172	194	220	
	差	▲ 47	▲ 75	▲ 6	▲ 36	

6 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 延長保育事業

利用者数は、平成27年度、平成28年度には目標値を上回る実績値となっていました、中間見直し後は、目標値を下回る実績値となっています。

利用者数の実績値は、平成28年度から平成29年度にかけて減少していますが、その他の期間では増加しています。

施設数は、平成30年度に3か所増設され、11か所となっています。

区 分		第1期計画		第1期計画（中間見直し）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
利用者数（人）	目標値	100	125	190	237	284
	実績値	165	184	164	220	
	差	65	59	▲ 26	▲ 17	
施設数（か所）	目標値	8	10	8	10	12
	実績値	8	8	8	11	
	差	0	▲ 2	0	1	

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

利用者数は、平成28年度に目標値を下回ったものの、平成29年度以降は目標値を上回る実績値となっています。

利用者数の実績値は、平成27年度から平成28年度にかけて減少しましたが、平成29年度以降は増加しています。

施設数は、平成29年度に1か所、平成30年度に2か所増設され、平成30年度には39か所となっています。

区 分		第1期計画		第1期計画（中間見直し）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
利用者数（人）	目標値	1,267	1,278	1,321	1,309	1,289
	実績値	1,270	1,224	1,344	1,434	
	差	3	▲ 54	23	125	
施設数（か所）	目標値	37	38	37	39	39
	実績値	36	36	37	39	
	差	▲ 1	▲ 2	0	0	

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

利用者数は、平成 29 年度までは目標値を上回っていましたが、平成 30 年度には目標値を下回る実績値となっています。

利用者数の実績値は、平成 29 年度までは増加していましたが、平成 30 年度には前年の 2/3 程度に減少しています。

区 分		第 1 期計画		第 1 期計画（中間見直し）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 （令和元年度）
利用者数（人日）	目標値	70	69	94	93	92
	実績値	78	95	98	62	
	差	8	26	4	▲ 31	

(4) 地域子育て支援拠点事業

利用者数は、平成 29 年度には目標値を下回る実績値となっていましたが、その他の年度は目標値を上回る実績値となっています。

利用者数の実績値は、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて減少していますが、その他の期間では増加しています。

施設数は、平成 29 年度に保育所併設型が 1 か所減少し、4 か所となっています。

区 分		第 1 期計画		第 1 期計画（中間見直し）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 （令和元年度）
利用者数（人日）	目標値	10,406	10,296	11,266	10,985	10,726
	実績値	10,997	11,576	10,379	11,335	
	差	591	1,280	▲ 887	350	
施設数（か所）	目標値	5	5	4	4	4
	実績値	5	5	4	4	
	差	0	0	0	0	

(5) 一時預かり事業

①一時預かり事業（幼稚園預かり保育）

利用者数は、平成29年度までは目標値を下回っていましたが、平成30年度には目標値を上回る実績値となっています。

利用者数の実績値は、平成29年度まで減少していましたが、平成30年度には増加しています。

施設数は平成29年度に1か所増設され、23か所となっています。なお、平成30年度時点で、受入枠が160,374人日分確保されており、さらなる受け入れが可能です。

区 分		第1期計画		第1期計画（中間見直し）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）
利用者数（人日）	目標値	142,680	142,409	111,989	109,060	107,368
	実績値	114,553	112,999	105,406	109,411	
	差	▲ 28,127	▲ 29,410	▲ 6,583	351	
施設数（か所）	目標値	22	22	23	23	23
	実績値	22	22	23	23	
	差	0	0	0	0	

②一時預かり事業（ファミリー・サポート・センター事業及び保育所等）

利用者数は、平成27年度と平成29年度には目標値を上回り、平成28年度と平成30年度には目標値を下回る実績値となっています。

利用者数の実績値は、平成29年度まで増加していましたが、平成30年度には減少しています。

施設数は平成30年度に1か所増設され、6か所となっています。

区 分		第1期計画		第1期計画（中間見直し）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）
利用者数（人日）	目標値	4,600	6,650	6,130	7,113	8,100
	実績値	5,422	5,786	6,185	6,134	
	差	822	▲ 864	55	▲ 979	
施設数（か所）	目標値	5	6	5	6	7
	実績値	5	5	5	6	
	差	0	▲ 1	0	0	

(6) 病児保育事業・子育て援助活動支援事業〔病児・緊急対応強化事業〕

利用者数は、平成27年度と平成28年度には目標値を上回っていましたが、中間見直し後の平成29年度以降は目標値を下回る実績値となっています。

利用者数の実績値は、減少傾向が続いています。

施設数は、平成30年度に2か所増設されて4か所となっています。

区 分		第1期計画		第1期計画（中間見直し）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）
利用者数（人日）	目標値	127	125	134	131	128
	実績値	194	138	124	64	
	差	67	13	▲ 10	▲ 67	
施設数（か所）	目標値	2	2	2	4	4
	実績値	2	2	2	4	
	差	0	0	0	0	

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

利用者数は、平成27年度は目標値を下回っていましたが、平成28年度以降は目標値を上回る実績値となっています。

利用者数の実績値は、平成29年度まで増加傾向が続いていましたが、平成30年度には減少しています。

区 分		第1期計画		第1期計画（中間見直し）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）
利用者数（人日）	目標値	490	487	1,288	1,287	1,272
	実績値	415	1,306	2,033	1,964	
	差	▲ 75	819	745	677	

(8) 利用者支援事業

設置か所数は市役所窓口、子育て支援センターの2か所となっています。

区 分		第1期計画		第1期計画（中間見直し）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）
設置か所数（か所）	目標値	2	2	2	2	2
	実績値	2	2	2	2	
	差	0	0	0	0	

(9) 妊婦健康診査事業

実施回数は、平成29年度までは目標値を上回っていましたが、平成30年度は目標値を下回る実績値となっています。

実施回数の実績値は、出生数が減少していることもあり、減少傾向が続いています。

区 分		第1期計画		第1期計画（中間見直し）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
実施回数（回）	目標値	18,500	18,000	17,500	17,500	17,000
	実績値	19,544	18,158	17,624	16,872	
	差	1,044	158	124	▲ 628	

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

訪問者数は、各年度とも目標値を下回る実績値となっています。

訪問者数の実績値は、出生数が減少していることもあり、減少傾向が続いています。

区 分		第1期計画		第1期計画（中間見直し）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
訪問者数（人）	目標値	1,550	1,500	1,450	1,450	1,400
	実績値	1,414	1,345	1,239	1,229	
	差	▲ 136	▲ 155	▲ 211	▲ 221	

(11) 養育支援訪問事業

訪問者数は、各年度とも目標値を下回る実績値となっています。

訪問者数の実績値は、平成28年度は200人を超えていましたが、その他の年度は190人台で、ほぼ横ばいとなっています。

区 分		第1期計画		第1期計画（中間見直し）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
訪問者数（人）	目標値	250	240	230	230	220
	実績値	198	221	194	195	
	差	▲ 52	▲ 19	▲ 36	▲ 35	

7 子ども・子育て支援施策の実施状況

第1期計画に記載されている子ども・子育て支援施策の実施状況は、平成29年度から始まった新規事業を含めて、概ね計画どおりに進んでいます。

C評価（やや遅れている）の事業は、平成29年度までみられましたが、平成30年度にはすべての事業がA評価（順調）、又はB評価（概ね順調）となっています。

単位：項目数

分類	評価	該当する項目数			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
基本目標1 子どもと子育て家庭を支援します					
	A（順調）	38	39	38	38
	B（概ね順調）	6	5	7	8
	C（やや遅れている）	1	1	1	0
	D（遅れている）	0	0	0	0
	計	45	45	46	46
基本目標2 仕事と子育ての両立を支援します					
	A（順調）	4	2	5	8
	B（概ね順調）	6	8	8	5
	C（やや遅れている）	1	1	0	0
	D（遅れている）	0	0	0	0
	計	11	11	13	13
基本目標3 子どもの教育・保育環境を整備します					
	A（順調）	30	33	33	33
	B（概ね順調）	6	3	4	4
	C（やや遅れている）	1	1	0	0
	D（遅れている）	0	0	0	0
	計	37	37	37	37
基本目標4 子ども・子育てを地域で支えあう環境をつくりまします					
	A（順調）	25	27	27	29
	B（概ね順調）	6	6	7	5
	C（やや遅れている）	2	1	0	0
	D（遅れている）	1	0	0	0
	計	34	34	34	34
基本目標5 一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をします					
	A（順調）	26	26	27	28
	B（概ね順調）	3	3	2	3
	C（やや遅れている）	1	1	2	0
	D（遅れている）	0	0	0	0
	計	30	30	31	31
合計					
	A（順調）	123	127	130	136
	B（概ね順調）	27	25	28	25
	C（やや遅れている）	6	5	3	0
	D（遅れている）	1	0	0	0
	計	157	157	161	161

8 ニーズ調査の結果概要

本計画の策定にあたり、未就学児、小学生の保護者を対象に、市民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するため、「ニーズ調査」を実施しました。

(1) 調査の概要

①調査対象

種別	調査対象
未就学児調査	0～5歳の子ども（未就学児）を持つ保護者
小学生調査	小学校1～4年生の子どもを持つ保護者

②調査期間

種別	調査期間
未就学児調査	11月9日～12月5日
小学生調査	11月14日～12月10日

③調査方法

種別	調査方法
未就学児調査	郵送による配付・回収
小学生調査	学校における直接配付・回収

④配付・回収状況

種別	配付数	回収数（有効回答）	回収率
未就学児調査	1,700票	814票	47.9%
小学生調査	830票	642票	77.3%

⑤集計・分析結果を読む際の留意事項

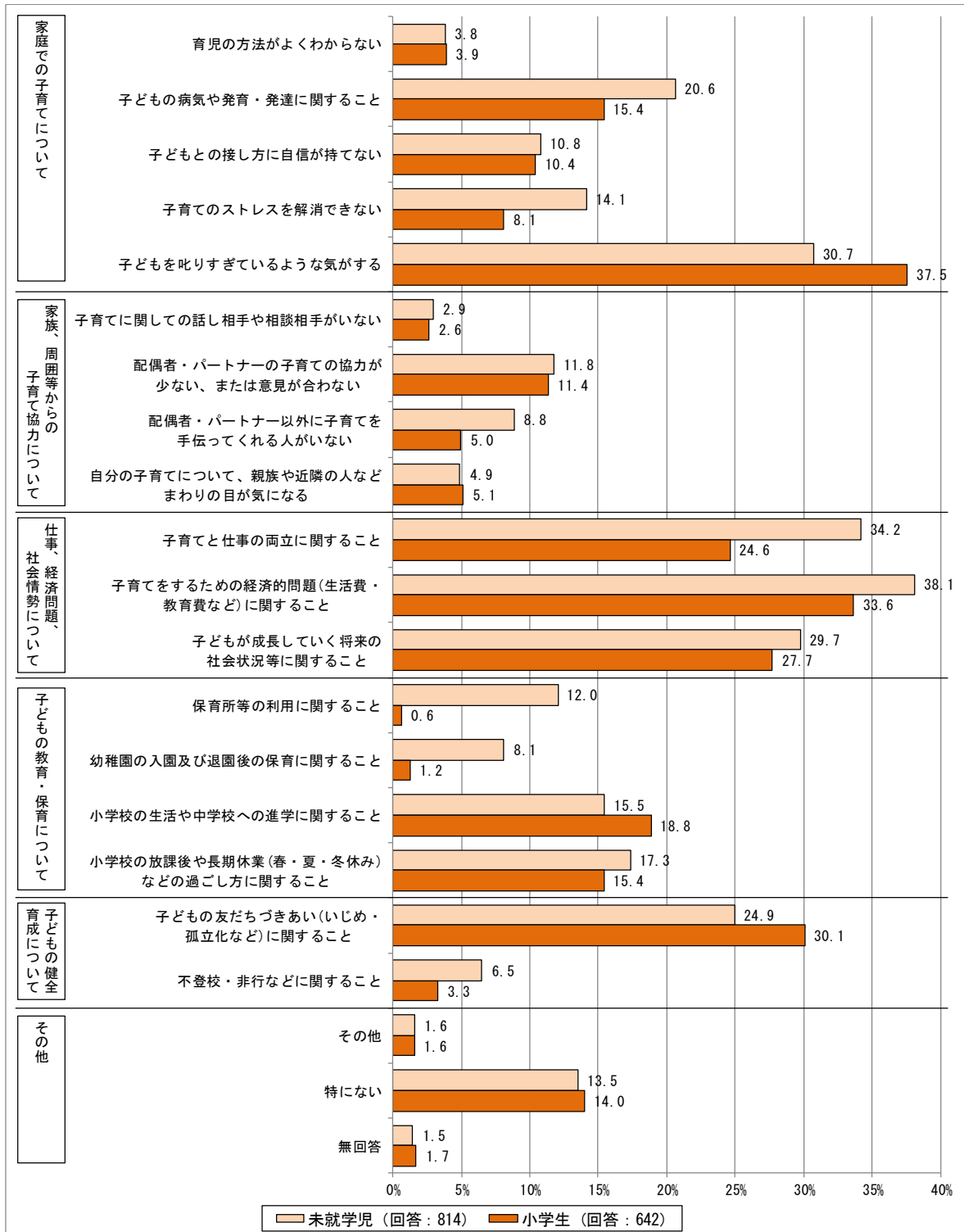
報告書に掲載されている図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。百分比による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記しています。したがって、回答率の合計が100.0%にならない場合もあります。また、複数回答の設問では、すべての比率の合計が100%を超えることがあります。図表中の「0.0」は四捨五入の結果又は回答者が皆無であることを表します。

(2) 結果の概要

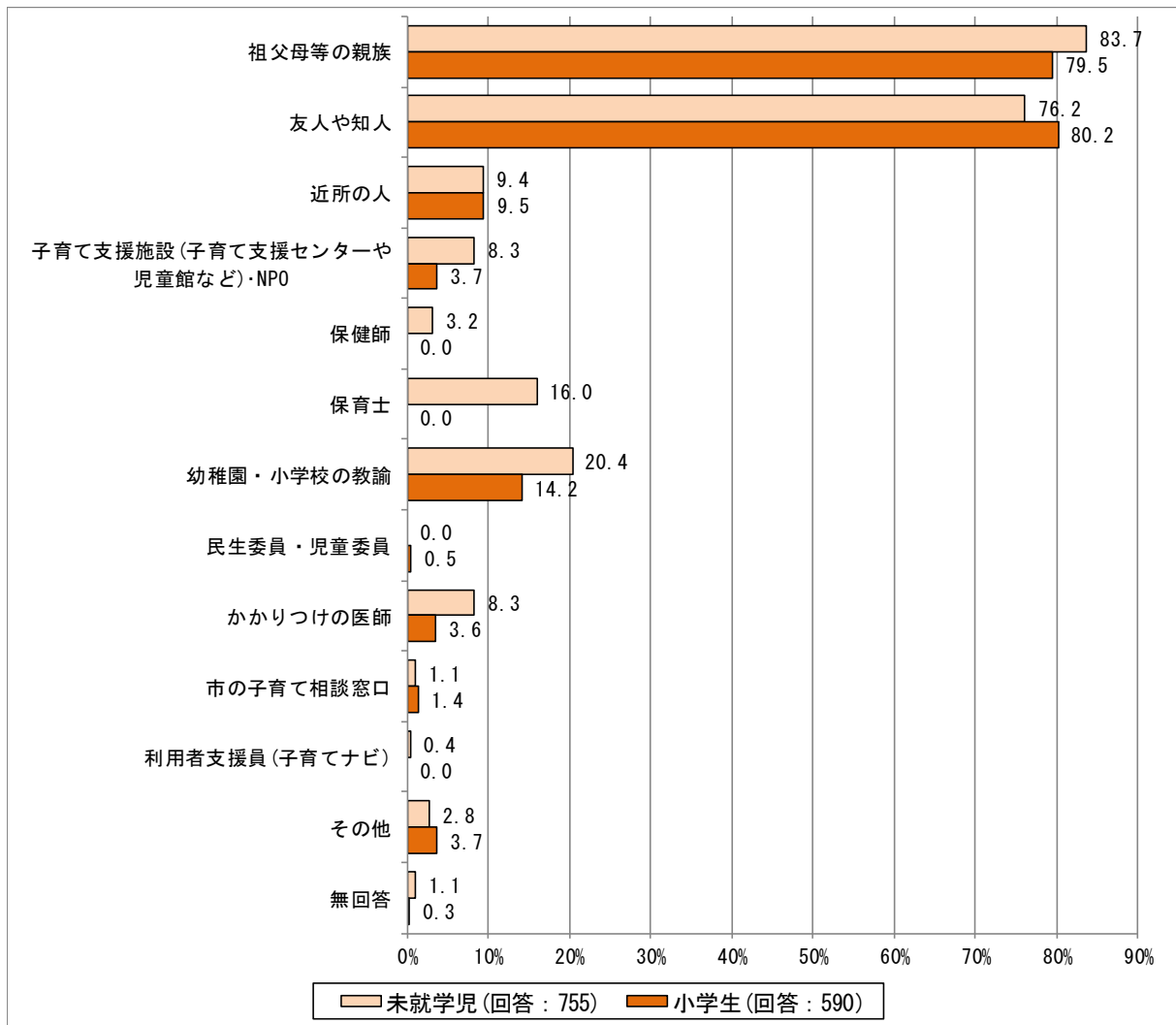
①子育ての悩み・不安について（未就学児・小学生共通）

子育ての悩み・不安について、未就学児では「子育てをするための経済的問題(生活費・教育費など)に関すること」が38.1%、小学生では「子どもを叱りすぎているような気がする」が37.5%と最も高い割合となっています。

この中で、「子育てをするための経済的問題(生活費・教育費など)に関すること」が未就学児で38.1%、小学生で33.6%と高い割合となっています。



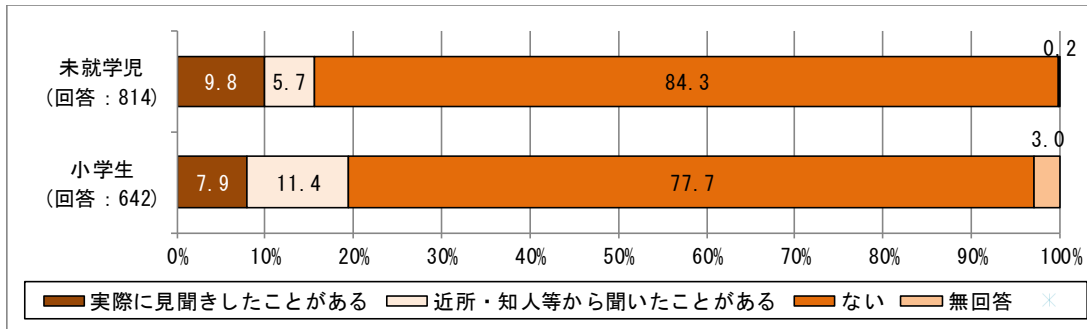
また、子育ての悩みを持つ回答者（未就学児755人、小学生590人）のうち、子育ての相談相手は、未就学児では「祖父母等の親族」が83.7%、小学生では「友人や知人」が80.2%と最も高い割合となっており、身近な人に相談する傾向がみられます。



②児童虐待（未就学児・小学生共通）

児童虐待を見聞きした経験について、未就学児では「実際に見聞きしたことがある」が9.8%、「近所・知人等から聞いたことがある」が5.7%となっており、合わせて15.5%（126人）が児童虐待を身近に経験しているとみられます。

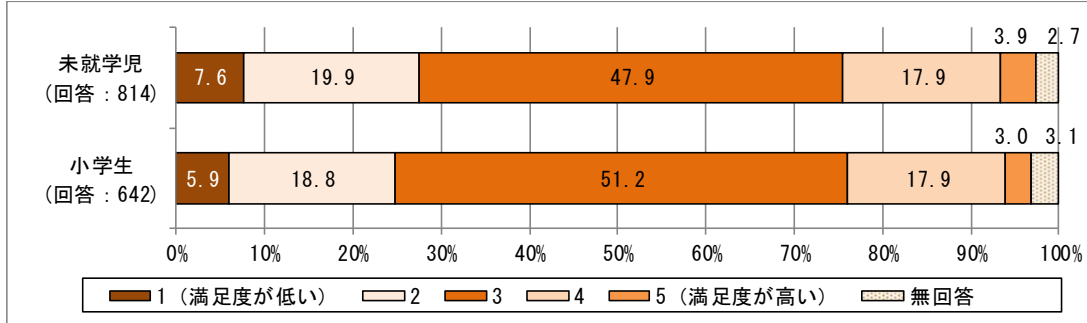
小学生では「実際に見聞きしたことがある」が7.9%、「近所・知人等から聞いたことがある」が11.4%となっており、合わせて19.3%（124人）が児童虐待を身近に経験しているとみられます。



③居住地域の満足度（未就学児・小学生共通）

居住地域の満足度を市全体でみると、未就学児、小学生ともに「3」の割合が最も高く、未就学児で47.9%、小学生で51.2%となっています。また、満足度が低い「1」は未就学児で7.6%、小学生で5.9%となっています。

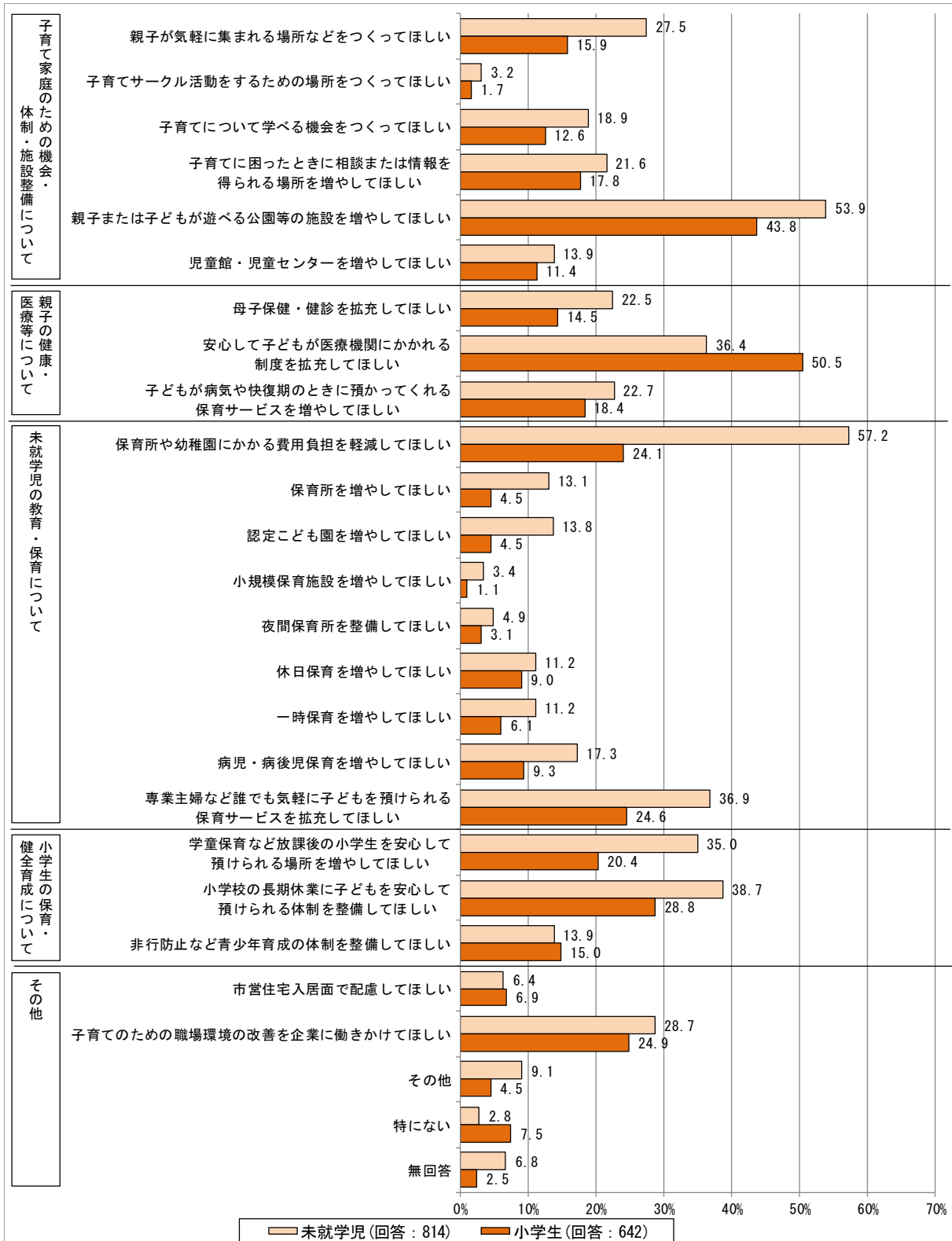
なお、回答者の平均点数は、未就学児で2.90、小学生で2.93となっています。



④市に期待する子育て支援施策（未就学児・小学生共通）

市に期待する子育て支援施策は、未就学児では「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」が57.2%、小学生では「安心して子どもが医療機関にかかる制度を拡充してほしい」が50.5%で、最も高い割合となっています。

なお、「安心して子どもが医療機関にかかる制度を拡充してほしい」は、未就学児でも36.4%と比較的高い割合となっています。また、「親子または子どもが遊べる公園等の施設を増やしてほしい」は未就学児で53.9%、小学生で43.8%と比較的高い割合となっています。



9 苫小牧市の子ども・子育て支援の課題

(1) 親子の健康増進の支援

○子育てに関する相談相手の減少や地域とのつながりの希薄化など子育てに関する環境が厳しくなる中で、不安がなく、安心して子どもを産み、子どもを育てるためには妊娠から出産、子育てに至るまでの切れ目ない包括的な支援、生まれてきた子どもの健康状況の把握、疾病の予防、小児医療の充実など、親子の心身を健康に保つ継続的な支援を行っていくことが必要です。

(2) 子どもの教育・保育環境の充実

○本市では、毎年度当初においては待機児童ゼロの状態が続いていますが、年度途中からの入所ができない場合があり、年度末には多くの待機児童が発生しています。女性の労働力率が上昇するなど勤労意欲が高まったことや幼児教育・保育の無償化が実施されたことにより一層、保育ニーズを押し上げているため、保育ニーズに応じた提供体制を確保していくことが必要です。

○平成27年度から開始された子ども・子育て支援新制度では教育・保育の質の向上が大きな目的の一つとされており、これまでも取組を行ってきましたが、社会進出する女性の増加による保育ニーズの更なる増加や保護者の働き方及びライフスタイルの多様化による教育・保育ニーズの多様化に応えるため、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、放課後児童クラブ等の施設の充実を図る必要があります。また、子どもたちが幼稚園、保育所、認定こども園から小学校に円滑に接続するため、教諭等の資質向上に努め、より質の高い教育・保育の提供体制を整備する必要があります。

○子どもの心身の健やかな成長を育むには、学校教育が果たす役割が多くなっており、基礎学力の向上だけでなく、子どもたちが自ら考え、行動する力の育成や豊かな人間性を育む心の教育などが期待されており、家庭や地域と学校がそれぞれの役割を担いつつ連携・協力し、地域全体で「生きる力」を育てていく必要があります。

(3) それぞれの家庭環境に応じたきめ細かな支援

○子育ての悩み・不安について未就学児の保護者の方の4割程度、小学生の保護者の方の3割程度が子育てをするための経済的な問題であると回答しています。これまでも幼稚園、保育所等の保育料の軽減や就学援助などを行っておりますが、安心して子どもを育てるためには、引き続き経済的負担の軽減に努める必要があります。

○核家族化が進展しており、地域とのつながりが希薄化している中で、周囲から子育てに関する支援が受けられない状況が広がっているため、子育てに関わる相談や情報提供体制の整備、子育て家庭同士の交流の推進に努める必要があります。

(4) 仕事と子育ての両立支援

○社会情勢の変化に伴い共働き家庭が増えてきており、仕事と子育てが両立できるような職場づくりが求められています。ワーク・ライフ・バランスや働き方改革などは推進されていますが、未だ十分なものではありません。安心して子どもを産み、育てるために各種制度の周知や仕事と家庭を両立するための啓発活動、保育サービスの充実に努める必要があります。

(5) 地域で支えあい安心して子育てができる環境づくり

○本市では、世帯数は増加していますが、18歳未満の子ども、6歳未満の子どものいる世帯の減少が続いています。子どものいる世帯が減少し、子育てに関心のある地域住民の減少が懸念されることから、地域社会に対して安心して子育てができるように啓発活動が必要です。

○子育て家庭が安心して暮らすためには、安全に遊ぶことができる公園の充実や安心安全な道路整備、犯罪被害の未然防止など、安心して外出できる環境整備が必要です。ハード面では公園や道路などの整備を進め、ソフト面では子どもの登校時間の見守りを行うなど、ハード面とソフト面の両方から安心して子育てができる環境づくりを行う必要があります。

(6) 一人ひとりの子どもの特性や状況に配慮したきめ細かな支援

○すべての子どもの健やかな成長を支援するためには、障がいや早期発見し、早期に療育へとつなげる相談体制の充実が重要です。近年は障がいを持つ子どもが増えていますが、社会的な理解が十分ではないため、理解が深まるよう支援し、子どもにとって適切な支援が行われる体制づくりが必要です。

○ライフスタイルの多様化や地域における人間関係の希薄化により、各家庭が孤立しやすく家庭内での児童虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）を助長し、これらを発見できにくい環境になってきています。この対策として、地域に対し児童虐待の未然防止や早期通報の理解促進を図るとともに、児童虐待やDVの早期発見かつ適切な対応が可能となるよう支援体制の充実を図る必要があります。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、平成26年度に策定した「苫小牧市子ども・子育て支援事業計画」(第1期計画)において、これまで進めてきた「とまこまい子ども未来計画」の基本理念を継承してきました。

現在も子育て支援を包括的に取り組む根拠となる「次世代育成支援対策法」が本計画期間内まで延長されており、本市の子ども・子育て支援を継続的に進めていく観点から、本計画においてもこれまでの基本理念を継承するものとします。

基本理念

子どもが、親が、地域が育つ、
明るい子ども未来づくり・とまこまい

2 基本目標

基本理念の実現に向けた、本計画の推進に向けて、以下の6つの基本目標を定めます。

基本目標1 親子の心と体の健やかな成長と健康増進を支援します

生まれてきた子どもの健康状況を確認し、疾病の早期発見に努め適切な援助を行うことで、子どもの健やかな成長を支援します。

また、妊娠・出産・子育てまで切れ目ない支援を構築し、子育て不安の解消に努め親子の健やかな成長を促します。

基本目標2 子どもの教育・保育環境をより充実させます

子どもや家庭の状況、保護者の働き方やライフスタイルなど、社会の変化や生活の多様化に対応した教育・保育の提供体制の充実を推進します。また、子どもの成長や個性を重視するとともに、集団生活を通じて年齢・学年の各段階に適した教育の質・環境の向上に努めます。

さらに、家庭、地域が連携しつつ、特色ある教育やさまざまな体験や学習機会の充実を図り、子どもの「生きる力」を育みます。

基本目標3 それぞれの家庭環境に応じたきめ細かな支援をします

子どもが生まれ育つ主な場所である「家庭」において、親子がともに成長できるよう、子育てに対応する相談体制や子育て家庭同士の交流、子育て力強化等の支援を推進します。

また、多くの子育て家庭が抱えている経済的な問題や家庭の事情により保護の必要な子どもの受け皿づくり、支援体制の充実を図ります。

基本目標4 仕事と子育ての両立を支援します

子育て中の就労者が男女問わず、家庭の状況やライフスタイルに応じた子育てに向き合えるよう、働き方改革に関連する諸施策と整合性を図りながら、企業や市民に対して情報発信を行います。また、多様な働き方に対応できるよう、きめ細かな保育サービスの充実を図ります。

基本目標5 地域で支えあい安心して子育てができる環境をつくります

子どもや子育て家庭を地域ぐるみで支えていけるよう、子育ての重要性や地域の一員としての子育てや子どもの健全育成など、地域全体での子育て意識の向上を図ります。また、子どもの権利の向上や非行防止対策、犯罪防止など、親子で安心して生活できる環境づくりを促進します。

基本目標6 一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をより充実します

児童虐待や家庭内でのDV、子どもの障がい、ひとり親家庭など、様々な要因により特に支援を必要とする子どもに対して、関係機関と連携を強化し、子ども一人ひとりの特性や状況に応じた適切かつ専門性の高い支援の充実を図ります。

3 各主体の役割

基本理念及び基本的な視点を踏まえ、計画の推進にあたっては、家庭、地域、教育・保育施設等、事業者及び行政がそれぞれの役割を担い、社会全体が一体となって進めていくことが必要です。

地域におけるさまざまな資源と連携・協力した取り組みを推進するとともに、多様な主体による子ども・子育て支援活動の促進を図ることとします。

【各主体に期待する役割】

主 体	役 割
家 庭	<p>○保護者が子育てについての第一義的な責任を有し、家庭が教育の原点となり、出発点となります。</p> <p>○子どもにとって、日常的な安心と学び、経験の場となり、成長の基礎を築く場となります。</p> <p>○地域の一員として、さらには地域の将来を担う人材として、世代を問わず家族ぐるみで地域の人々とつながりを持ちます。</p>
地 域	<p>○地域住民は、子育てを理解し、寛容さを持ち、子どもの活動支援や見守りに積極的に参加します。また、地域で虐待を受けている子どもや貧困の可能性のある家庭を把握し、市や関係機関に報告します。</p> <p>○PTA活動や保護者会活動をはじめ、地域におけるさまざまな活動主体が連携し、コミュニティの中で子どもを育みます。</p> <p>○NPO法人やボランティア団体は、関係機関等と連携・協力しながら、きめ細かなニーズに対応した支援を行います。</p>
教育・保育施設 学 校	<p>○未就学児を対象とした教育・保育施設は地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担い、健康的で豊かな教育・保育を推進します。</p> <p>○学校は、一人ひとりが持つ個性と能力を最大限発揮しながら、「生きる力」を育む場となります。</p>
事 業 者	<p>○保護者等を雇用する事業主は、法制度改正や社会ニーズを勘案し、従業員の働き方の改善に努め、子育て中の従業員が男女を問わず子育てに向き合えるような職場環境の整備を行います。</p> <p>○事業者が有する機能や専門性を活用し、さまざまな体験や学習機会等を提供するなど子育て支援に貢献します。</p>
行 政	<p>○幼児期の教育・保育の量的拡充と質的改善を推進します。</p> <p>○地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体として、地域の実情に応じた取り組みを関係機関等と連携しながら実施します。</p> <p>○児童虐待や貧困、障がいその他特徴のある家庭の現状を把握し、子どもの安全や健康的な成長に向けた緊急的、継続的な支援を実施します。</p>

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域について

「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

（1）教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

（2）苫小牧市の区域設定の考え方

本市における教育・保育提供区域の設定にあたっては、現状の教育・保育施設等の設置・利用状況、将来にわたる児童数及び教育・保育ニーズの変化等を勘案し、既存の地域資源を最大限活用することで、教育・保育ニーズに対応することとします。本計画においては、第1期計画の考え方を承継し、市全域を1つの提供区域とします。

2 児童数の推計

計画期間内の小学生以下の推計人口を記載します。

教育・保育事業の年度当初の対象人口である4月1日の1歳階級別の人口を基に「コーホート変化率法」により、各年度当初の児童数を推計します。

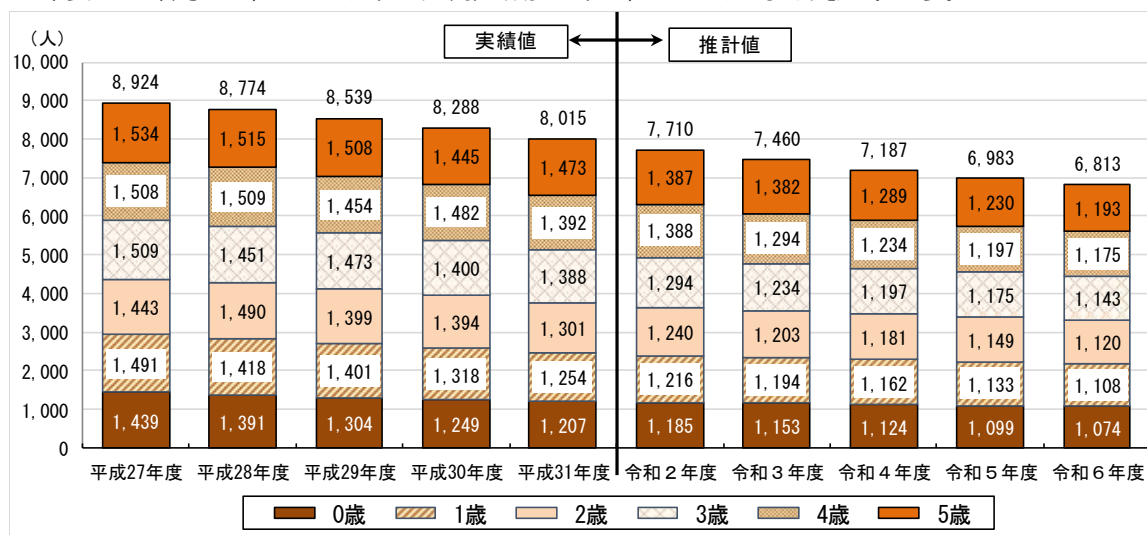
コーホート変化率法

「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

推計目標が比較的近い将来の人口であり、過去の変化率が近い将来も継続することが予想される場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

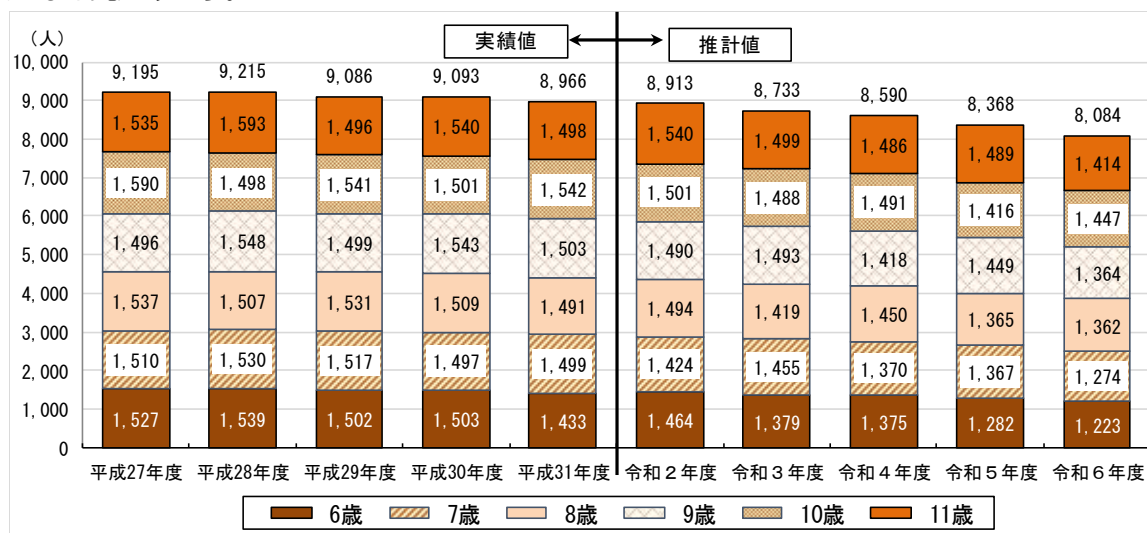
(1) 未就学児（0～5歳）

近年の出生者数の減少傾向が今後も続くと想定し、未就学児の児童数は平成31年度から令和6年度の5年間で1,202人（15.0%）減少し、6,813人となる見込みです。



(2) 小学生（6～11歳）

小学生の児童数は、平成31年度から令和6年度の5年間で882人（9.8%）減少し、8,084人となる見込みです。



3 量の見込みについて

(1) 量の見込みとは

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとされており、計画の中で、各年度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容を定めることとなっています。

(2) 量の見込みの基本的な考え方

量の見込みの算出にあたっては、「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」（平成26年1月20日）及び「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」（平成30年8月24日）を基に、保護者に対する利用希望把握調査等（ニーズ調査）の結果から、就労状況や希望等を踏まえた“潜在的”な「家庭類型」に分類し、推計児童数に乗じて家庭類型別児童数を算出した上で、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出することを基本としています。

$$\text{推計児童数 (人)} \times \text{潜在的な家庭類型割合 (\%)} \times \text{利用意向率 (\%)} = \text{量の見込み}$$

なお、ニーズ調査では意向が把握できない事業や、ニーズ調査から得た算出結果が実態とかい離していると思われる事業等については、これまでの利用実績値に基づいて算出しています。

$$\text{推計児童数 (人)} \times \frac{\text{平成30年度の利用実績}}{\text{平成30年度の児童数 (人)}} = \text{量の見込み}$$

なお、具体的な算出方法は以下のとおりです。

■教育・保育施設

認定区分	考え方	
1号認定	保育の必要がない家庭の3歳～5歳で、「幼稚園」もしくは「認定こども園」を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出し、実績を基に98%に補正。	
2号認定	幼児期の教育の利用希望が強い	ひとり親家庭及び共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の3歳～5歳で、「幼稚園」の利用希望を第1位と回答した人の割合を推計児童数に乗じて算出し、実績を基に98%に補正。
	認定こども園及び保育所	ひとり親家庭及び共働き家庭もしくは共働きの意向のある家庭の3歳～5歳で、「認可保育所」、「認定こども園」等の利用希望者（ただし、「幼稚園」、「幼稚園のプレスクール」、「幼稚園の預かり保育」の利用希望を第1位と回答した人を除外。）の割合を推計児童数に乗じて算出し、実績を基に98%に補正。
3号認定	0歳児	ひとり親家庭及び共働き家庭もしくは共働きの意向のある家庭の0歳で、「認可保育所」、「認定こども園」等を利用したい人の割合から育児休業の取得割合を差し引いた値に推計児童数に乗じて算出し、実績を基に67%に補正。
	1・2歳児	ひとり親家庭及び共働き家庭もしくは共働きの意向のある家庭の1・2歳で、「認可保育所」、「認定こども園」等を利用したい人の割合から育児休業の取得割合を差し引いた値に推計児童数に乗じて算出し、実績を基に90%に補正。

■地域子ども・子育て支援事業

事業名		考え方
延長保育事業		平成30年度の利用実績から算出した値に推計児童数に乗じて算出。
放課後児童健全育成事業		ひとり親家庭及び共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の5歳で、小学校入学後に低学年、高学年それぞれにおいて利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出し、実績を基に70%に補正。
子育て短期支援事業		過去の利用実績から算出した値に推計児童数に乗じて算出。
地域子育て支援拠点事業		過去の利用実績から算出した値に推計児童数に乗じて算出。
一時預かり事業	幼稚園における在園時に対する一時預かり	1号認定に該当する人で、「不定期の預かり」を利用したいと回答した人、及び、現在「幼稚園」を利用している人で、「一時預かり事業（幼稚園預かり保育）」、「一時預かり事業（幼稚園預かり以外）」のいずれかを利用している人の割合に推計児童数に乗じて算出した値に、利用したい平均日数を乗じて算出。
	上記以外	0～5歳で不定期保育事業の利用を希望している人数から、上記の人数を差し引いて算出。
病児保育事業・子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）		ひとり親家庭及び共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0～5歳児で、子どもが病気やケガにより「母親又は父親が休んだ人」のうち「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人、及び「病児・病後児保育施設等」、「ファミリー・サポート・センター」を利用した人、「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人の割合に推計児童数に乗じて算出した値に、利用したい平均日数を乗じて算出。
子育て援助活動支援事業（就学児）		過去の利用実績から算出した値に推計児童数に乗じて算出。
利用者支援事業		居住地域に関わらず、身近な場所で利用することを踏まえ設定
妊婦健康診査事業		過去の利用実績から算出した値に推計児童数に乗じて算出。
乳児家庭全戸訪問事業		過去の利用実績から算出した値に推計児童数に乗じて算出。
養育支援訪問事業		過去の利用実績から算出した値に推計児童数に乗じて算出。

4 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

計画期間内の量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
		園数 (うち新設)	園児数	園数 (うち新設)	園児数	園数 (うち新設)	園児数	園数 (うち新設)	園児数	園数 (うち新設)	園児数	
量の見込み	0歳		405		393		383		375		366	
	1,2歳		841		819		801		780		761	
	3~5歳 (1号)		2,877		2,766		2,632		2,548		2,483	
	3~5歳 (2号)		1,111		1,066		1,014		981		958	
	計		5,234		5,044		4,830		4,684		4,568	
確保の方策(人)	認定こども園	0歳		81		91		98		107		110
		1,2歳		218		254		254		254		254
		3~5歳 (1号)	13 (4)	1,083	17 (4)	1,583	18 (1)	1,763	18	1,763	18	1,763
		3~5歳 (2号)		535		730		760		760		760
		計		1,917		2,658		2,875		2,884		2,887
	保育所	0歳		119		119		130		140		145
		1,2歳		436		393		393		393		393
		3~5歳 (2号)	17 (▲1)	600	15 (▲2)	484	15	484	15	484	15	484
		計		1,155		996		1,007		1,017		1,022
	小規模保育 事業所 (事業所内保育 事業所を含む)	0歳		55		62		82		97		117
		1,2歳	9	121	10 (1)	134	12 (2)	160	13 (1)	173	15 (2)	199
		計		176		196		242		270		316
	新制度幼稚園	3~5歳 (1号)	8 (▲3)	1,155	6 (▲2)	879	5 (▲1)	615	5	615	5	615
	幼稚園 (私学)	3~5歳 (1号)	3	850	1 (▲2)	310	1	310	1	310	1	310
	計	0歳		255		272		310		344		372
		1,2歳		775		781		807		820		846
		3~5歳 (1号)	50	3,088	49 (▲1)	2,772	51 (2)	2,688	52 (1)	2,688	54 (2)	2,688
		3~5歳 (2号)		1,135		1,214		1,244		1,244		1,244
		計		5,253		5,039		5,049		5,096		5,150
	確保方策一 量の見込み	0歳		▲150		▲121		▲73		▲31		6
1,2歳			▲66		▲38		6		40		85	
3~5歳 (1号)			211		6		56		140		205	
3~5歳 (2号)			24		148		230		263		286	

(1) 1号認定(3~5歳)

現状で、量の見込みを上回る定員が確保されており、新たな施設整備は行わないものとします。今後、新制度幼稚園6園、幼稚園(私学)2園の認定こども園への移行について、地域のニーズに対応した調整を行うものとします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	2,877	2,766	2,632	2,548	2,483
確保方策(人)	3,088	2,772	2,688	2,688	2,688
認定こども園	1,083	1,583	1,763	1,763	1,763
新制度幼稚園	1,155	879	615	615	615
幼稚園(私学)	850	310	310	310	310
確保方策-量の見込み(人)	211	6	56	140	205

(2) 2号認定(3~5歳)

現状で、量の見込みを上回る定員が確保されています。今後、保育所の再編や幼稚園等の認定こども園への移行により、地域のニーズに対応した調整を行うものとします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	1,111	1,066	1,014	981	958
確保方策(人)	1,135	1,214	1,244	1,244	1,244
認定こども園	535	730	760	760	760
保育所	600	484	484	484	484
確保方策-量の見込み(人)	24	148	230	263	286

(3) 3号認定(1・2歳)

令和2年度、3年度は量の見込みが提供体制を上回りますが、保育所の再編や幼稚園等の認定こども園への移行、小規模保育事業所の新設により、令和4年度の保育ニーズへの対応を目指します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	841	819	801	780	761
確保方策(人)	775	781	807	820	846
認定こども園	218	254	254	254	254
保育所	436	393	393	393	393
小規模保育事業所	121	134	160	173	199
確保方策-量の見込み(人)	▲ 66	▲ 38	6	40	85

(4) 3号認定(0歳)

令和5年度までは、量の見込みが提供体制を上回りますが、保育所の再編や幼稚園等の認定こども園への移行、小規模保育事業所の新設により、計画期間内での保育ニーズへの対応を目指します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	405	393	383	375	366
確保方策(人)	255	272	310	344	372
認定こども園	81	91	98	107	110
保育所	119	119	130	140	145
小規模保育事業所	55	62	82	97	117
確保方策-量の見込み(人)	▲ 150	▲ 121	▲ 73	▲ 31	6

5 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

計画期間内の量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
		か所数 (うち新規)	利用者数	か所数 (うち新規)	利用者数	か所数 (うち新規)	利用者数	か所数 (うち新規)	利用者数	か所数 (うち新規)	利用者数	
延長保育事業	量の見込み		205		198		191		185		181	
	確保方策(人)	11	205	11	198	11	191	11	185	11	181	
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0	
放課後児童健全育成事業	量の見込み		1,537		1,502		1,478		1,433		1,383	
	確保方策(人)	38	1,537	38	1,502	38	1,478	38	1,433	38	1,383	
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0	
子育て短期支援事業	量の見込み		88		86		82		80		78	
	確保方策(人日)		88		86		82		80		78	
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み		10,419		10,159		9,921		9,675		9,449	
	確保方策(人日)	4	10,419	4	10,159	5 (1)	9,921	5	9,675	5	9,449	
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0	
一時預かり事業	幼稚園型	量の見込み		117,502		112,910		107,424		104,016		101,389
		確保方策(人日)	24 (1)	117,502	24	112,910	24	107,424	24	104,016	24	101,389
		確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0
	保育所等	量の見込み		6,977		6,750		6,503		6,319		6,165
		確保方策(人日)	6	5,706	7 (1)	6,750	7	6,503	7	6,319	7	6,165
		確保方策-量の見込み		▲ 1,271		0		0		0		0
病児保育事業等	量の見込み		365		353		340		331		323	
	確保方策(人日)	4	60	4	58	6 (2)	340	6	331	6	323	
	確保方策-量の見込み		▲ 305		▲ 295		0		0		0	
子育て援助活動支援事業(就学児)	量の見込み		1,935		1,896		1,865		1,817		1,755	
	確保方策(人日)		1,935		1,896		1,865		1,817		1,755	
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0	
利用者支援事業	特定型	量の見込み	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		確保方策(か所)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		確保方策-量の見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	母子保健型	量の見込み	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		確保方策(か所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		確保方策-量の見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
妊婦健康診査事業	量の見込み		16,007		15,575		15,183		14,846		14,508	
	確保方策(回)		16,007		15,575		15,183		14,846		14,508	
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0	
乳児全戸訪問事業	量の見込み		1,166		1,135		1,106		1,081		1,057	
	確保方策(人)		1,166		1,135		1,106		1,081		1,057	
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0	
養育支援訪問事業	専門的相談支援	量の見込み		185		180		175		172		168
		確保方策(人)		185		180		175		172		168
		確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0
	育児・家事援助	量の見込み		126		123		121		118		116
		確保方策(人)		126		123		121		118		116
		確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0

(1) 延長保育事業

現状の提供体制で量の見込みに対応できることから、新たな整備を行わず、現行の提供体制によりニーズに対応します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	205	198	191	185	181
実施か所数	11	11	11	11	11
確保方策(人)	205	198	191	185	181
確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

現状の提供体制で量の見込みに対応できることから、新たな整備を行わず、現行の提供体制によりニーズに対応します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	1,537	1,502	1,478	1,433	1,383
実施か所数	38	38	38	38	38
確保方策(人)	1,537	1,502	1,478	1,433	1,383
確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0

(3) 子育て短期支援事業

現状の提供体制で量の見込みに対応できることから、現行の提供体制を維持し、ニーズに沿った提供を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	88	86	82	80	78
確保方策(人日)	88	86	82	80	78
確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

現状の提供体制で量の見込みに対応可能です。なお、保護者の利便性の向上等に向けて、実施か所数の1か所増設を目指します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	10,419	10,159	9,921	9,675	9,449
実施か所数	4	4	5	5	5
確保方策(人日)	10,419	10,159	9,921	9,675	9,449
確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0

(5) 一時預かり事業

① 幼稚園預かり保育

現状の提供体制で量の見込みに対応できることから、新たな整備を行わず、現行の提供体制によりニーズに対応します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	117,502	112,910	107,424	104,016	101,389
実施か所数	24	24	24	24	24
確保方策(人日)	117,502	112,910	107,424	104,016	101,389
私学助成	107,710	103,501	98,472	95,348	92,940
地域子育て支援事業	9,792	9,409	8,952	8,668	8,449
確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0

②ファミリー・サポート・センター事業及び保育所等

令和2年度には提供体制が量の見込みを下回りますが、令和3年度に実施か所が1か所増えることにより、利用ニーズに対応することを目指します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	6,977	6,750	6,503	6,319	6,165
実施か所数	6	7	7	7	7
確保方策(人日)	5,706	6,750	6,503	6,319	6,165
一時預かり(一般型)	4,204	4,974	4,792	4,656	4,543
ファミリー・サポート・センター	1,502	1,776	1,711	1,663	1,622
確保方策—量の見込み	▲ 1,271	0	0	0	0

(6) 病児保育事業・子育て援助活動支援事業〔病児・緊急対応強化事業〕

令和2年度、3年度には提供体制が量の見込みを下回りますが、令和4年度に実施か所が2か所増えることにより、利用ニーズに対応することを目指します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	365	353	340	331	323
実施か所数	4	4	6	6	6
確保方策(人日)	60	58	340	331	323
病児・病後児対応型	0	0	285	277	270
体調不良児対応型	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター	60	58	55	54	53
確保方策—量の見込み	▲ 305	▲ 295	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業(就学児のみ)

現状の提供体制で量の見込みに対応できることから、現行の提供体制を維持し、ニーズに沿った提供を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	1,935	1,896	1,865	1,817	1,755
確保方策(人日)	1,935	1,896	1,865	1,817	1,755
確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0

(8) 利用者支援事業

①特定型

現状の提供体制で量の見込みに対応できることから、新たな整備を行わず、現行の提供体制によりニーズに対応します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(か所)	2	2	2	2	2
確保方策(か所)	2	2	2	2	2
確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0

②母子保健型

現状の提供体制で量の見込みに対応できることから、新たな整備を行わず、現行の提供体制によりニーズに対応します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
確保方策(か所)	1	1	1	1	1
確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0

(9) 妊婦健康診査事業

現状の提供体制で量の見込みに対応できることから、現行の提供体制を維持し、ニーズに沿った提供を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(回)	16,007	15,575	15,183	14,846	14,508
確保方策(回)	16,007	15,575	15,183	14,846	14,508
確保方策-量の見込み	0	0	0	0	0

(10) 乳児全戸訪問事業

現状の提供体制で量の見込みに対応できることから、現行の提供体制を維持し、ニーズに沿った提供を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	1,166	1,135	1,106	1,081	1,057
確保方策(人)	1,166	1,135	1,106	1,081	1,057
確保方策-量の見込み	0	0	0	0	0

(11) 養育支援訪問事業

① 専門的相談支援

現状の提供体制で量の見込みに対応できることから、現行の提供体制を維持し、ニーズに沿った提供を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	185	180	175	172	168
確保方策(人)	185	180	175	172	168
確保方策-量の見込み	0	0	0	0	0

② 育児・家事援助

現状の提供体制で量の見込みに対応できることから、現行の提供体制を維持し、ニーズに沿った提供を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	126	123	121	118	116
確保方策(人)	126	123	121	118	116
確保方策-量の見込み	0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

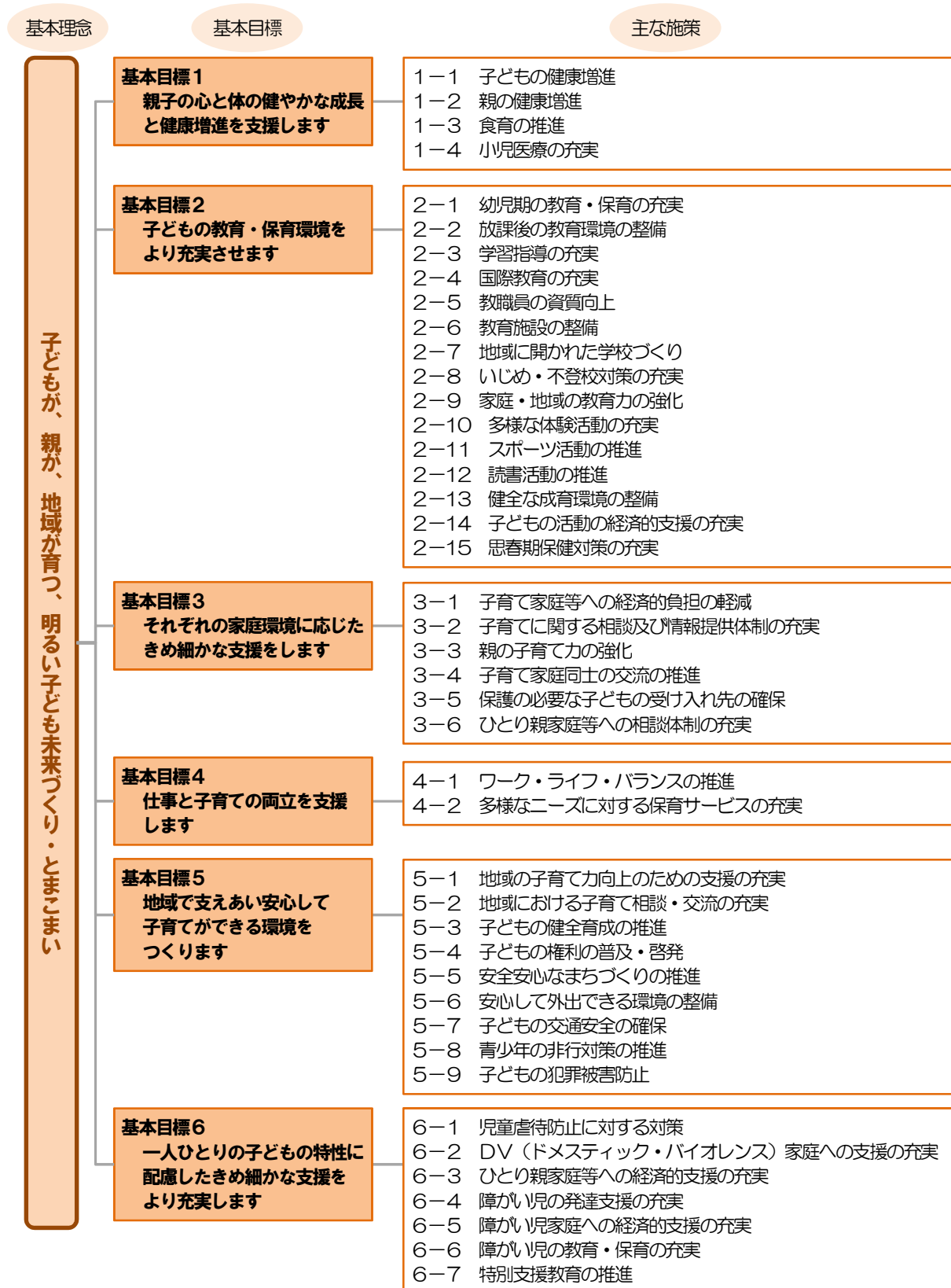
この事業は、低所得で生計が困難な世帯を対象に、幼稚園、保育所、認定こども園等に必要ない日用品、文房具の購入費、行事への参加費用、食事の提供にかかる費用の一部を補助するものです。

本市においては、現行の子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園を対象に、①年収360万円未満または②第3子以降の園児(一部、兄弟の年齢要件あり)の給食費の一部を助成します。

※ 令和元年10月から始まった「幼児教育・保育の無償化」により、現行の子ども・子育て支援新制度に移行済みの幼稚園、保育所、認定こども園の給食費は、国が定める公定価格を参考に、市が助成しています。

第5章 子ども・子育て支援施策の推進

施策体系



基本目標1 親子の心と体の健やかな成長と健康増進を支援します

生まれてきた子どもの健康状況を確認し、疾病の早期発見に努め適切な援助を行うことで、子どもの健やかな成長を支援します。

また、妊娠・出産・子育てまで切れ目ない支援を構築し、子育て不安の解消に努め親子の健やかな成長を促します。

施策推進の背景

核家族化や地域のつながりの希薄化により、親子の孤立が課題となっていることから、妊娠期からの継続的な支援体制の充実が必要です。さらに、第一子出産年齢の上昇や若年・未婚の妊娠、高齢出産、子育てにおける心身の負担の増大など、子育てが始まる時期の生活は、大きく変化しています。そのため、子どもの健康状態の把握、健康的な育児の支援はもちろん、保護者の心身のケアの推進に向けて、それぞれの状況に適した知識の普及や意識啓発を図っていく必要があります。

施策体系

基本目標1 親子の心と体の健やかな成長と健康増進を支援します

1-1 子どもの健康増進

1-2 親の健康増進

1-3 食育の推進

1-4 小児医療の充実

1-1 子どもの健康増進

施策の方向

- 乳幼児健診等を通して、疾病、障がいの早期発見や養育支援が必要な家庭等の把握に努め、必要な支援につなげます。
- 子どもの発達や子育てに関する情報提供や相談指導を行い、親子の健康の増進と子育てに対する不安・悩みの解消を図ります。

主な施策

1 訪問指導・育児などの個別支援

担当課：健康支援課

妊産婦から乳幼児まで継続的な支援を要する方や、育児、子どもの発達に不安のある方に対し、保健師が家庭訪問、電話等で支援します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
支援体制	訪問件数：1,789件	保健師による家庭訪問、電話相談等で切れ目なく支援できる体制を維持します。

2 保健・医療連携システム事業での支援活動の推進

担当課：健康支援課

周産期養育支援保健・医療連携システムに従い医療機関と連携しながら、養育支援を必要とする家庭の把握と継続支援を推進します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
支援実施率	100% (訪問件数 219件)	100%

3 新生児聴覚検査助成事業

担当課：健康支援課

新生児の聴覚障がいの早期発見及び早期療育を図るための一助となることを目的に実施します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
検査助成率	82.3%	90%以上

4 こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

担当課：健康支援課

生後4か月までの乳児の全戸訪問を実施し、親子の心身の状況や不安悩みを聞き、支援が必要な家庭に対するサービスの提供や子育てに関する情報提供を行います。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
訪問実施率	96.6%	100%

5 予防接種の推進

担当課：健康支援課

ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻疹（はしか）、風疹、結核、水痘等の発生及びまん延を予防するため、主に乳幼児を対象に定期予防接種を実施します。また、予防接種の説明、予診票付きのしおりを個別に配付するなど、予防接種の周知と勧奨を推進します。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
Hib ワクチン1 回目の接種率の向上	97.0%	98.0%

6 親子デンタル教室

担当課：健康支援課

1 歳から 1 歳 6 か月児を持つ親を対象に、虫歯予防のための知識の普及と実践を学ぶことを目的に、親子デンタル教室を開催します。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
参加人数	延べ 57 組	180 組（年 6 回実施）

7 乳幼児健康診査の充実

担当課：健康支援課

【4 か月児健診】

4 か月児に対して、市内医療機関において健康診査を実施し、疾病や障がいの早期発見を図ります。

【10 か月児健診】

10 か月児に対して、市内医療機関において健康診査を実施し、疾病や障がいの早期発見を図ります。

【1 歳 6 か月児健診】

1 歳 6 か月児に対して、苫小牧市教育・福祉センターにおいて一般健康診査と歯科健康診査を行い疾病や障がいの早期発見及び心身の健全な発育・発達を促すとともに、育児不安の軽減を図ります。

【3 歳児健診】

3 歳児に対して、苫小牧市教育・福祉センターにおいて一般健康診査と歯科健康診査を行い、疾病や障がいの早期発見及び心身の健全な発育・発達を促すとともに、育児不安の軽減を図ります。

	評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
受診率	4 か月児健診	95.4%	100%
	10 か月児健診	92.3%	100%
	1 歳 6 か月児健診	98.9%	100%
	3 歳児健診	97.0%	100%

8 乳幼児健診事後教室の実施

担当課：健康支援課

1歳6か月児健診において継続的な支援が必要と思われる親子に対して、遊びなどを通じて発達を促すとともに、相談を通じてサポートしていきます。

評価指標		現状値 (H30)	目標値 (R6)
教室実施体制	1歳6か月児健診事後教室参加人数	559人	576人

9 フッ化物洗口支援事業

担当課：健康支援課

就学前の幼児（年長児）にフッ化物洗口を行い、う歯予防に努めます。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
実施園数の割合 (幼稚園・認定こども園・認可保育所)	56.1% (41園中23園)	70%以上

1-2 親の健康増進

施策の方向

- 妊娠・出産に関する正しい知識の普及・意識啓発を図ります。
- 各種検診を通じて疾病等の早期発見・早期治療につなげます。
- 妊娠から出産、子育てに至るまで、包括的な相談体制の充実を図ります。

主な施策

10 子育て世代包括支援センター

担当課：健康支援課

妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、安心して妊娠期から子育て期を過ごせるよう、切れ目ない支援を行います。また、産前産後サポート事業、産後ケア事業、子育て応援メール等を実施し、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
相談体制 参加人数	相談件数：延べ561件 ケアプラン作成数：344件 プレママくらす延べ人数：33人 ママくらす延べ人数：176人 産後ケア事業実人数：102人 子育て応援メール配信延べ人数 ：388人 子育て世代包括支援センターを知っている人の割合：16.9%	相談体制及びケアプラン作成体制を維持します。 産前・産後サポート事業参加者延べ人数：360人 産後ケア事業利用実人数：150人 子育て世代包括支援センターを知っている人の割合：60%

11 母子健康手帳の交付

担当課：健康支援課

母子手帳交付時に、保健師、看護師が面接を行い、情報提供やハイリスク妊婦の把握を図り、継続支援につなげていきます。また、マタニティマークの普及啓発に努めます。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
妊娠届出が妊娠 20 週未満の割合	1,187 人へ交付した内 妊娠 11 週以内の割合 : 90.0% 妊娠 12~19 週の割合 : 7.8%	妊娠 20 週未満の妊婦届出割合 : 100%

12 妊婦健康診査事業

担当課：健康支援課

妊娠期の健康管理のため、妊婦健診及び超音波検査費用を助成します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
健診回数の維持	妊婦一般健康診査の助成 : 14 回 超音波検査の助成 : 4 回	現行の助成回数を維持します。

13 若年妊婦訪問事業

担当課：健康支援課

妊娠届時に 18 歳以下(高校 3 年生相当年齢以下) の初産の妊婦を対象に、妊娠中に数訪問を実施し、妊娠・出産の準備等の支援をします。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
訪問実施率	対象者 7 人のうち 訪問実施率 : 42.9%	訪問実施率 : 100%

14 産婦健康診査助成事業

担当課：健康支援課

産後の支援が必要な産婦を早期に把握し、産婦の産後うつ予防や、乳児への虐待予防を図ります。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
健診受診率	新規事業	90%以上

15 乳がん・子宮頸がん検診

担当課：健康支援課

乳がん・子宮頸がんの早期発見・早期治療により、がんによる死亡を減少させるため、40 歳以上、20 歳以上の女性を対象に乳がん、子宮頸がん検診を実施します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
がん検診受診率向上	乳がん検診 受診者 : 2,566 人 受診率 : 11.8%	受診率 : 25%
	子宮頸がん検診 受診者 : 3,953 人 受診率 : 13.7%	受診率 : 25%

※受診率はがん対策推進基本計画に基づき、乳がん検診 40~69 歳、子宮頸がん検診 20~69 歳が対象

1-3 食育の推進

施策の方向

- さまざまな機会を通じて、子どもの成長段階に適した食育の重要性の啓発と知識の普及、実践支援を図ります。

主な施策

16 離乳食・食事指導

担当課：健康支援課

乳幼児健診において、離乳食・食事に関する個別指導を行います。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
栄養指導体制	栄養士による指導数延べ616人	栄養士による栄養指導を引き続き実施します。

17 離乳食講習会の開催

担当課：こども育成課

子どもの健康や成長にとって、「適正な栄養と食事」が基本であることを学んでもらうため、子育て中の親を対象に調理実習や講習会を開催します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
開催回数の維持	4回	調理実習や講習会の開催回数を維持します。

18 保育所等での「食への関心の育成」事業

担当課：こども育成課

楽しく食べることで食への関心を持てるように、園内での野菜づくりやクッキング保育等を実施し、食の大切さを体験する機会を設けます。また、保護者には家庭向けの食事指導を行うなど、家庭と保育所等が連携して子どもの健康な心と体を育むことを推進します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
実施園数	33園	保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所のすべてで実施します。

19 小・中学生への食に関する指導

担当課：教 指導室

小学校、中学校の児童生徒一人ひとりが正しい食事のあり方や望ましい食生活を身につけ、食事を通して自らの健康管理ができるようにするため、栄養士が食に関する指導を行います。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
実施校数	全小・中学校で実施。	引き続き全小・中学校で実施します。

1-4 小児医療の充実

施策の方向

- いつでも安心して受診できる、医療体制の確保・充実に努めます。

主な施策

20 夜間・休日急病センター（初期救急）

担当課：健康支援課

夜間・休日急病センターにおける夜間休日の診療、休日当番病院における休日祝祭日の診療を行います。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
診療体制	利用者数：18,714人	診療体制を維持します。

21 二次救急医療機関運営事業

担当課：健康支援課

平成17年4月に苫小牧市立病院が小児科救急医療拠点病院の指定を受けており、小児救急医療の充実を図ります。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
診療体制	利用者数：1,097人	診療体制を維持します。

基本目標2 子どもの教育・保育環境をより充実させます

子どもや家庭の状況、保護者の働き方やライフスタイルなど、社会の変化や生活の多様化に対応した教育・保育の提供体制の充実を推進します。また、子どもの成長や個性を重視するとともに、集団生活を通じて年齢・学年の各段階に適した教育の質・環境の向上に努めます。

さらに、家庭、地域が連携しつつ、特色ある教育やさまざまな体験や学習機会の充実を図り、子どもの「生きる力」を育みます。

施策推進の背景

本市は少子化が進行しているものの、女性の就労意欲や働き方・ライフスタイルの多様化などにより、保育ニーズは高いものとなっています。そのため、特に3歳未満児の保育施設について、量の確保と質の向上を図る必要があるほか、教育・保育施設全体については、子どもの発達段階に応じた教育・保育の充実が必要です。

また、小学生に対して、心身の健やかな成長、基礎学力の向上とともに、様々な体験活動を通じた社会性の向上など、学校を中心に地域社会と連携した多様な教育の充実が必要です。今後は、家庭や地域と学校がそれぞれの役割を担いつつ連携・協力し、地域全体で子どもの「生きる力」を育てていく必要があります。

施策体系

基本目標2 子どもの教育・保育環境をより充実させます

- 2-1 幼児期の教育・保育の充実
- 2-2 放課後の教育環境の整備
- 2-3 学習指導の充実
- 2-4 国際教育の充実
- 2-5 教職員の資質向上
- 2-6 教育施設の整備
- 2-7 地域に開かれた学校づくり
- 2-8 いじめ・不登校対策の充実
- 2-9 家庭・地域の教育力の強化
- 2-10 多様な体験活動の充実
- 2-11 スポーツ活動の推進
- 2-12 読書活動の推進
- 2-13 健全な成育環境の整備
- 2-14 子どもの活動の経済的支援の充実
- 2-15 思春期保健対策の充実

2-1 幼児期の教育・保育の充実

施策の方向

- 教育・保育ニーズに対応した、教育・保育事業の提供体制の確保・充実に努めます。

主な施策

22 保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所等の整備

担当課：こども育成課

保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所等を整備し、待機児童の解消、小学校就学前の子どもの教育・保育環境の充実に努めます。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所等の園数	47園	54園

2-2 放課後の教育環境の整備

施策の方向

- 小学生が放課後等に安心して過ごすことができる居場所の確保に努めます。

主な施策

23 放課後児童クラブの充実

担当課：青少年課

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。また、利用者の中に発達障がい等の特別な配慮を必要とする児童については、個々の児童の状況に応じた配慮に努めます。

評価指標	現状値 (H30)		目標値 (R6)	
開室数	小学校	19か所 (33クラブ)	計 28か所 (39クラブ)	19か所 (30クラブ)
	児童センター	7か所 (4クラブ)		7か所 (6クラブ)
	民間	2か所 (2クラブ)		2か所 (2クラブ)
	登録児童数	1,382人		1,383人

2-3 学習指導の充実

施策の方向

- 一人ひとりの状況に応じた、きめ細かな学習指導の充実を図ります。

主な施策

24 少人数指導や習熟度別学習の推進

担当課：教) 学校教育課

各学校において、個に応じたきめ細かな指導の充実を目指し、TT指導、少人数指導、習熟度別学習を計画・実施します。(文部科学省の「公立義務教育諸学校教職員定数改善計画」に基づき実施します。)

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
指導体制	少人数実践研究事業：小学校3校、中学校2校	指導体制を維持します。
	指導方法工夫改善加配：小学校17校、中学校12校	
	退職人材活用事業：小学校5校(学力向上)	

2-4 国際教育の充実

施策の方向

- 国際化時代に対応した人材の育成に向けた、教育の充実を図ります。

主な施策

25 国際理解教育の推進

担当課：教) 指導室

中学校における生徒のコミュニケーション能力の育成及び外国語教育の充実並びに小学校における外国語活動、国際理解教育の推進を図るため、外国青年招致事業による外国語指導助手を学校に派遣します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
指導体制	外国語指導助手の派遣及び外部人材(外国語活動の支援者)の活用。	外国語指導助手の派遣及び外部人材(外国語活動の支援者)の活用を引き続き実施します。

26 こども国際交流事業

担当課：協働・男女平等参画室(市民自治推進)

子どもたちを海外に派遣し、学校訪問交流やホームステイ体験等を通し、諸外国の生活文化に直接触れてもらうことで、国際的視野を広め国際性豊かな人材を育成します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
派遣実施体制	中学生10人を中国・秦皇島市に5泊6日で派遣。(7回の事前研修、現地での学校訪問・交流、ホームステイ、市内見学等)帰国後、事後研修を行い、市長、保護者への帰国報告会を実施。	公共サービス民間提案制度により民間事業者に委託するとともに令和3年度まで訪問先をカンボジアとして実施予定。事業者、派遣先の見直しを行いながら引き続き派遣を実施します。

2-5 教職員の資質向上

施策の方向

- 教職員の資質向上のための研究・研修機会の充実を図ります。

主な施策

27 私立幼稚園教育研究補助

担当課：こども育成課

幼児の心身発達の助長を図るため、幼児教育に係る研究（私立幼稚園教員の資質向上のための研修事業参加費用）に要する経費の一部を補助します。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
制度の実施	対象者：213人	対象者へ研究経費補助を引き続き実施します。

28 研究委嘱校による研究の推進

担当課：教 指導室

学校教育の充実を図るため、研究委嘱校において、学校教育推進上の諸問題について公開研究会を実施し、実践的研究を推進します。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
内容の充実	研究委嘱校による実践発表の研修講座の実施。	指導室と研究委嘱校が連携を図り、研究内容の充実を図ります。

29 教職員研修会、生徒指導講習会の開催

担当課：教 指導室

教職員を対象に、いじめ・不登校などの問題や児童生徒の安全確保の問題、その他教育に関する今日的テーマに沿った研修会を開催します。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
参加人数	1,103人（25回開催）	1,200人（25回開催）

2-6 教育施設の整備

施策の方向

- 児童生徒が安全に安心して過ごすことのできる教育施設の整備を計画的に推進します。

主な施策

30 教育施設整備

担当課：教 施設課

老朽化した校舎、屋内体育館などを安全で快適な教育環境に整備するため、改築及び大規模改修事業を推進します。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
未耐震化施設数の減少	6施設	0施設

2-7 地域に開かれた学校づくり

施策の方向

- 地域と連携した信頼される学校運営を図るため、地域に開かれた学校づくりを推進します。

主な施策

31 学校評議員制度の充実

担当課：教) 学校教育課

全小・中学校に学校評議員を配置し、地域に開かれた学校づくりを推進します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
学校評議員の配置	各小中学校長の推薦により各校3名を委嘱し学校に配置しています。 平成30年度：101人	0名 ※学校評議員制度に替わる制度を導入すべく、現在、実施段階段階中。先々を見据えて目標値を0名としました。

2-8 いじめ・不登校対策の充実

施策の方向

- いじめの発生防止と実態把握に努めるとともに、発生時の適切な対応及びいじめを受けた児童生徒の相談・ケア体制の充実を図ります。
- 不登校児童生徒に対する相談体制の充実及び再登校に向けた支援の充実を図ります。

主な施策

32 いじめ・不登校対策

担当課：教) 指導室

いじめ・不登校の問題解決のため、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、担任と連携した児童生徒への相談体制の充実を図ります。また、いじめ問題の解決や、学校復帰などに向けた児童生徒の支援も行います。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
相談体制	スクールソーシャルワーカーを活用した支援の充実を図りました。 延べ人数：320人 学校訪問：343回 家庭訪問：89回 ケース会議：42回	スクールソーシャルワーカーと学校が適切に連携し、いじめ・不登校対策に向けた相談体制を維持します。

33 いじめ・不登校等相談

担当課：こども支援課

来所及び巡回などにより、いじめ・不登校などに関わる相談を実施します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
相談体制	相談件数：57件	いじめ・不登校などの相談体制を維持します。

34 心の教室相談員の配置

担当課：教) 指導室

生徒が悩みなどを抱え込まず、心にゆとりを持てるよう、全中学校に心の教室相談員を配置します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
心の教室相談員の配置	15人	引き続き相談体制の充実を図ります。

35 教育相談

担当課：教) 指導室

いじめ・不登校などの問題解決のため、指導室において、来所及び電話による教育相談を実施します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
相談体制	来室、電話及びメールによる相談を行いました。 相談件数：139件	引き続き相談体制の充実を図ります。

2-9 家庭・地域の教育力の強化

施策の方向

- 一般市民や教職員を対象に、教育に関する関心を高め、知識の普及を図るための機会の充実を図ります。

主な施策

36 公開研修講座

担当課：教) 指導室

一般市民や教職員を対象に、特殊教育、不登校対策、その他教育に関する今日的テーマに沿った研修講座を開催します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
内容の充実	講座開催数：4回	講座内容の充実を図ります。

2-10 多様な体験活動の充実

施策の方向

- 多様な体験・交流を通じて子どもの健全な育成を図るため、地域で活動する各種団体や企業等と連携し、さまざまな体験・交流機会の拡充を推進します。

主な施策

37 幼・小・中学生に対する体験活動事業

担当課：教)生涯学習課

子どもの体験活動の情報収集・提供（幼・小・中学生「月間行事予定表」の発行等）を行います。

体験活動プログラム事例等の調査・研究（教職員向け）を行い、「学社連携実践事例集」を発行します。体験活動等に関する相談、指導者の紹介、学校や個人と活動先のマッチング等を行います。また、市内公共施設のサークル情報を収集し、「サークルガイド」を発行します。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・幼・小・中学生「月間行事予定表」の発行。（毎月） ・アウトリーチ推進事業を小中学校、幼稚園、保育所等で実施。 ・市内公共施設サークル情報の収集とサークルガイドの発行。（年1回） 	体験活動の推進体制を維持します。

38 青少年キャンプ場の利用促進

担当課：青少年課

青少年に集団生活や自然体験をしてもらうため、青少年キャンプ場の利用を促進します。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
利用者数	2,070人	2,100人

39 リーダー養成事業

担当課：青少年課

地域の子どもリーダーを養成するため、各種研修事業を推進します。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
登録者数	186人	200人

40 児童の体験教室事業

担当課：教) 科学センター、教) 美術博物館、環境生活課、教) 勇武津資料館

【教) 科学センター】

児童やその親を対象として、工作・科学教室、天文教室などを開催し、児童の創造性や創作性を高めるとともに健全育成を推進します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
参加人数	<ul style="list-style-type: none"> ・工作教室：55人 ・科学ふれあい教室：218人 ・天文教室（星空観望会）：561人 ・夜間開館：946人 ・科学センター学習：1,429人 ・移動科学センター：1,710人 ・キッズ・サイエンス：66人 ・その他教室：143人 	各種教室等を引き続き実施するとともに、内容の充実を図ります。

【教) 美術博物館】

郷土の自然や歴史を学ぶ知識の広場として、博物館を広く一般に公開し、生涯学習社会に対応した博物館活動の推進に努めるとともに、特別展、企画展、体験教室、観察会・見学会、映画会などを開催し、子どもの健全育成を推進します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
推進体制	特別展（1回）：5,923人（歌川広重展） 企画展（3回）：11,858人 郷土学習（29回・24校）：1,590人 美術博物館祭（3日間）：1,309人 無料観覧日：1,946人 （5月：1,001人・11月：945人）	特別展（1回）：5,000人 企画展（3回）：10,000人 郷土学習：1,500人 無料観覧日：1,900人 （5月：1,000人・11月：900人）

【環境生活課】

小中学生を対象に、自然ふれあい教室、いのちの授業、獣医さんの野生動物救護の現場ウォッチングを開催し、自然や命の大切さを学ぶ活動を実施します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
各種活動の実施	自然ふれあい教室（15回）：931人 いのちの授業（39クラス）：1,220人 ウトナイ湖野生鳥獣センターのお仕事体験&傷病鳥獣施設見学（1回）：11人	各種活動を引き続き実施します。

【教】勇武津資料館

地域の児童や親を対象として、「ふるさと探訪」「生活体験教室」等を実施し、子どもの健全な育成を引き続き推進します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
内容の充実	・ふるさと歴史講座：3回 ・ふるさと探訪：3回 ・生活体験教室：8回 ・機織体験教室：3回	各種活動の内容の充実を図ります。

41 美術館こども広報部「びとこま」

担当課：教 美術博物館

児童の美術館広報として特別展や企画展、教育普及活動などを取材、記事を作り「びとこま」の名称で年5回発行します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
広報発行活動の実施	年8回開催 70人参加 (登録者数：5人)	年8回開催 120人参加 (登録者数：15人)

2-11 スポーツ活動の推進

施策の方向

- 子どもが気軽にスポーツができる環境づくりと競技スポーツの強化支援を図ります。

主な施策

42 スポーツ施設無料開放事業

担当課：スポーツ都市推進室

昭和41年に全国で初めて議決された「スポーツ都市宣言」により、幼児から中学生を対象に、スケートリンクや温水プール及び体育館等の個人利用料金を免除します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
利用料の免除	13施設において、利用料の免除を実施。	利用料の免除を引き続き実施します。

43 全道大会、全国大会の遠征費補助事業

担当課：スポーツ都市推進室

昭和41年に全国で初めて議決された「スポーツ都市宣言」により、各種スポーツの全道大会、全国大会の遠征費を助成することで、児童の健康増進と健全育成を推進します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
助成率・助成額	交通費：70% 宿泊費：3,000円	現行の助成率・助成額を維持します。

2-12 読書活動の推進

施策の方向

- 乳幼児期から読書への関心を高めるとともに、家庭、学校等での読書の促進を図ります。

主な施策

44 赤ちゃん、絵本のとびら事業

担当課：教)生涯学習課

赤ちゃん（0歳児）とその保護者に絵本を贈り、親子の絵本を介した心のふれあいを深めるとともに、乳幼児期から本に親しむきっかけづくりを進めます。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
配布率	H29年度の絵本配布率：90.55% ※絵本の引き換え期限が1歳の誕生日の末日のため、対象年度の配布率は翌年度末の確定となることから、H29年度の実績値を記載。	R5年度の絵本配布率：96.55%

45 読書活動促進事業

担当課：教)生涯学習課（中央図書館）

児童の読書への関心を高め、健全育成を推進するため、児童やその保護者を対象とした読書推進のための行事を開催します。また、小学校や児童センターに向けた読書支援サービス事業を実施します。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
内容の充実 参加人数	<ul style="list-style-type: none"> ・「赤ちゃんと楽しむ絵本ひろば」参加人数：232人 ・定例読み聞かせ会参加人数：890人 ・図書館ワークショップ参加人数：55人 ・団体貸出冊数：33,897冊 	<ul style="list-style-type: none"> ・「赤ちゃんと楽しむ絵本ひろば」参加人数：260人 ・定例読み聞かせ会参加人数：990人 ・図書館ワークショップ参加人数：72人 ・団体貸出冊数：36,000冊

2-13 健全な成育環境の整備

施策の方向

- 子どもの健全な成長に有害な描写や情報等に触れない環境づくりを促進します。

主な施策

46 子どもに有害な環境排除に向けた取り組み

担当課：こども支援課

関係機関やPTA・地域団体と連携し、性や暴力に関する過激な情報雑誌などの自動販売機の撤去について、自主的措置の働きかけを行います。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
見回り体制	有害図書自動販売機撤去済み。 有害図書販売店舗や書店への立ち入り調査の実施。	有害図書自動販売機の再設置への監視及び有害図書販売店舗や書店などの訪問調査を年1回実施します。

2-14 子どもの活動の経済的支援の充実

施策の方向

- 地域における子どもの活動に対し経済的支援を行い、活性化を図ります。

主な施策

47 地域青少年対策促進補助金

担当課：青少年課

地域子ども会の活動を促進するため、各町内会に地域青少年対策促進補助金を交付します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
制度の実施	対象者：13,573人 総補助額：9,251,400円	地域青少年対策促進補助金を引き続き交付します。

48 私立高等学校生徒活動費補助

担当課：教) 総務企画課

私立高校等における生徒活動の充実及び負担の軽減を図るため、学校に対し補助します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
制度の実施	対象校：3校 対象者：1,016人 補助金額：7,548,000円	国の制度の状況を注視しながら、引き続き補助を実施します。

2-15 思春期保健対策の充実

施策の方向

- 思春期の心と体に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

主な施策

49 薬物乱用防止等の教育・啓発活動

担当課：教) 指導室

学校の授業等において喫煙・飲酒や薬物による影響等の教育を行うとともに、青少年に対する薬物乱用防止への啓発活動を推進します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
教室実施体制	全小・中学校で実施。	薬物乱用防止教室を引き続き全小・中学校で実施します。

50 性教育事業

担当課：健康支援課

市内の高校生を対象に、性に対する正しい知識の普及、自己肯定感を育み、青少年の健全育成を図ることを目的に実施します。

また、望まない妊娠、出産を減少させることや、相談窓口を周知することを目的に、妊娠SOSカードを公共施設等に設置するとともに、幼少期から性教育の大切さを伝えるため、3歳児健診で保護者向けにパンフレットを配布します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
支援体制	講演回数：8回 参加人数：1,900人	講演回数：11回 参加人数：2,500人

51 思春期の心と体に関する正しい知識の啓発活動

担当課：教) 指導室

思春期の心と体に関する講座を推進するとともに、小学校・中学校の授業における取り組みと連携を図りながら、正しい知識の啓発に努めます。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> 心と体に関する研修講座の開催。 体育・保健体育教育の適切な実施に向けた指導助言。 	正しい知識の啓発活動を引き続き実施します。

52 デートDV防止啓発事業

担当課：協働・男女平等参画室 (男女平等参画)

交際相手からの暴力をなくすために、公共施設へのリーフレットの設置や出前講座を関係機関等と連携して実施します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
配布体制及び関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関からの資料収集・提供。 男女平等参画情報誌「ふりーむ」、ホームページ等で相談窓口の周知を図る。 女性の人権講演会：70人 DV防止啓発事業の実施～女性に対する暴力をなくす運動週間に合わせ 11月を啓発月間とし、館内(活動センター1階・4階)に啓発パネルの掲示と来場者への啓発、パープルリボン・カンパジの配布。 パープルライトアップ(ふれんどビル、苫小牧信用金庫本店にて実施) 市内中学校、高校等へ事業案内を送付。 	リーフレットの配布体制を維持するとともに、関係機関との連携によるセミナー等を開催します。
出前講座回数	<ul style="list-style-type: none"> 20校で出前授業を実施(事業開始後初めて全中学校実施)し、2,273人の参加。 	

基本目標3 それぞれの家庭環境に応じたきめ細かな支援をします

子どもが生まれ育つ主な場所である「家庭」において、親子がともに成長できるよう、子育てに対応する相談体制や子育て家庭同士の交流、子育て力強化等の支援を推進します。

また、多くの子育て家庭が抱えている経済的な問題や家庭の事情により保護の必要な子どもの受け皿づくり、支援体制の充実を図ります。

施策推進の背景

子育ての第一義的責任は保護者が持つことが基本です。その一方で、核家族化が進み、近隣に親族がない子育て家庭が増えていることから、周囲からの助言や支援を受けにくい状況が広がっています。子育てを家庭内で抱え込むことなく地域の支援を受けられる仕組みづくりが求められています。

また、家庭環境により、家庭内だけでの子育てが困難な家庭には、その状況を把握し最適な支援を受けられるよう、相談・支援体制の充実を図っていくことが必要です。

施策体系

基本目標3 それぞれの家庭環境に応じたきめ細かな支援をします

3-1 子育て家庭等への経済的負担の軽減

3-2 子育てに関する相談及び情報提供体制の充実

3-3 親の子育て力の強化

3-4 子育て家庭同士の交流の推進

3-5 保護の必要な子どもの受け入れ先の確保

3-6 ひとり親家庭等への相談体制の充実

3-1 子育て家庭等への経済的負担の軽減

施策の方向

- 幼児期の教育・保育や就学にかかる費用負担をはじめ、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。
- 経済的理由で教育・保育や就学、必要な医療を受けることができないことのないよう、費用負担の軽減を図ります。
- 国の法制度改正の際には、該当者に速やかに改正内容を告知し、正確な改正内容の理解促進に努めるとともに、該当者の申請が必要な手続きについてはもれなく支援を受けられるよう、周知の徹底を図ります。

主な施策

53 不育症治療費助成事業

担当課：健康支援課

不育症の検査・治療を受けたご夫婦の経済的な負担を軽減するため、検査・治療費の一部を助成します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
制度の実施	不育症治療費助成件数：1 件	制度の周知徹底を図り、これまで以上に不妊・不育症治療を受けられる機会を拡大していきます。

54 特定不妊治療費助成事業

担当課：健康支援課

不妊治療のうち体外受精・顕微受精（特定不妊治療）、男性不妊治療を受けたご夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
制度の実施	助成件数：132 件	制度の周知徹底を図り、これまで以上に不妊・不育症治療を受けられる機会を拡大していきます。

55 助産施設利用事業

担当課：こども支援課

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産等を受けることができない妊産婦に対し、助産施設における入院助産を提供します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
病床数	3 施設 10 病床（利用件数：24 件）	病床数を維持し、対象者に対し、引き続き提供します。

56 保育所等保育料の軽減

担当課：こども育成課

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育所等の保育料を国の水準より低額に設定します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
負担額	0円～75,600円の範囲内 (15段階)	国が実施する3～5歳児の保育料無償化に引き続き取り組みます。また0～2歳児の保育料の実質負担額について現行の水準を維持します。

57 保育所等の給食費の一部軽減

担当課：こども育成課

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、概ね年収360万円未満世帯及び多子世帯（第3子以降が対象、一部、兄弟の年齢要件あり）に対し給食費の一部を補助します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
制度の実施	新規事業	対象者への給食費補助を引き続き実施します。

58 児童手当

担当課：こども支援課

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援することを目的として、15歳到達後の最初の年度末までの子ども（中学校修了前までの子ども）を監護し、かつ、子どもと一定の生計関係にある父また母等に手当を支給します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
制度の実施	受給者数：12,736人 支給総額：2,762,410,000円	国の制度に基づき、受給対象者に対し、引き続き手当を支給します。

59 乳幼児等医療費助成

担当課：こども支援課

乳幼児等の健康が守られるよう医療費の助成を行い、早期治療並びに福祉の向上を推進します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
制度の実施	受給対象者：8,857人 (※市助成対象者3～6歳児：4,617人)	北海道の助成を上回る市単独の助成を引き続き実施します。

60 家庭ごみ処理手数料の負担軽減

担当課：ゼロごみ推進課

すべてのおむつ類の利用者の負担を軽減するために、ご家庭で使用したおむつ類の無料回収を行います。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
負担の軽減	2歳未満の乳幼児がいる世帯を対象に、20Lの有料指定ごみ袋を交付。733件、118,100枚配布。(平成30年9月30日出生分まで) また、平成30年10月1日より、すべてのおむつ類の利用者の負担を軽減することを目的におむつ類の無料回収を開始しました。(平成30年10月1日より有料指定ごみ袋の交付は廃止)	おむつ類の無料回収を継続します。

61 遠距離通学費補助

担当課：教) 学校教育課

遠距離通学(小学生4km以上、中学生6km以上)に要する交通費の全額(バス定期代)を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
制度の実施	対象者：4km以上の小学生 0人 6km以上の中学生 1人	対象者への交通費の助成を引き続き実施します。

62 特定地域バス通学児童交通費補助

担当課：教) 学校教育課

3km以上4km未満の地域よりバス通学している小学生に、通学に要する交通費(バス定期代)の2分の1を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
制度の実施	対象者：3km以上4km未満の小学生 3人	対象者への交通費の助成を引き続き実施します。

63 就学援助

担当課：教) 学校教育課

経済的理由により義務教育である小学校及び中学校に就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な援助を行います。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
制度の実施	対象者：小学生 延べ1,286人 中学生 延べ684人	対象者への就学援助を引き続き実施します。

64 苫小牧市育英会・交通遺児育英会事業

担当課：教) 総務企画課

経済的な理由から就学が困難な方に、奨学金等の貸与、給与により教育を受ける機会を与えます。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
新規貸与・受給者数	6人	16人

3-2 子育てに関する相談及び情報提供体制の充実

施策の方向

- 子育て家庭が抱える不安・悩みに対し、気軽に相談できる窓口の充実と潜在的な悩みごとの把握、専門的な支援につなげる体制の強化を図ります。
- 子育てに関する情報や支援する各種事業、相談窓口等について、さまざまな媒体を通じた情報提供の充実に努めます。

主な施策

65 子どもの育児発達相談

担当課：健康支援課

子どもの発達や子育てに関する不安や悩みを抱えている親からの相談に保健師・発達相談員が適切な助言・指導するなどサポートしていきます。(平成28年度より5歳児発達相談事業、平成30年度よりこども相談事業を開始しました。)

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
相談体制	1歳6か月児健診	保健師や発達相談員が助言・指導する相談体制を維持します。
	3歳児健診における発達相談 各健診：年36回	
	5歳児発達相談：年12回	
	こども相談：年12回	

66 保育所等での育児相談事業

担当課：こども育成課

地域における身近な育児相談の場として、保育所、認定こども園、小規模保育事業所において電話等による育児相談を行います。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
実施園数	33園	48園

67 子育て情報誌の発行

担当課：こども育成課

子育てに関する定期情報誌「のんき こんきげんき」を発行します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
設置か所数	86か所	95か所

68 保育所・幼稚園等の情報提供

担当課：こども育成課

市のホームページや「子ども・子育てガイド」で、市内の保育所や幼稚園等の各種情報を積極的に提供します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
「子ども・子育てガイド」の設置か所数	26か所	50か所
内容の充実		更なる内容の充実を目指します。

3-3 親の子育て力の強化

施策の方向

- 子育て世代の親やこれから親になる方を対象に、子育てに関する知識の普及と意識啓発に向けた学習機会の充実を図ります。

主な施策

69 赤ちゃん教室

担当課：健康支援課

2か月、7か月、12か月児を持つ保護者を対象に、育児に関する知識の普及と交流を通じた仲間づくりを推進します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
参加人数	延べ947組	延べ1,080組

70 パパママ教室

担当課：健康支援課

初妊婦とその夫を対象に、父親の育児参加動機付けの機会として、また、ともに協力して子育てを学ぶ機会として「パパママ教室」を開催します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
参加人数	189組	144組

71 子育て支援講座の開催

担当課：こども育成課

子どもの健康や子育ての方法に関する保護者の不安や悩みの解消又は軽減を図るため、子育てに関する各種講座を開催します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
参加人数	1,912人	2,000人

72 親の子育て力向上のための講座の開催

担当課：こども支援課

親の子育てに関する技術向上や虐待の未然防止のため、行動理論等を基にした効果的な子育ての方法について講座を開催します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
参加人数	95人	100人

73 「親子で楽しく遊ぼう」事業

担当課：こども育成課

広報で募集した子育て中の親とその幼児に、親子で一緒に遊ぶふれあいの場の提供や、子どもの発達に合わせた遊び方の紹介などを行います。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
参加人数	779人	800人

3-4 子育て家庭同士の交流の推進

施策の方向

- 子育て家庭同士の交流の場づくりに向けた活動を支援し、活性化を図ります。

主な施策

74 子育てサークル等の活動の支援事業

担当課：こども育成課

子育て中のお母さんたちのサークル活動の場として、とまこまい子育て支援センター内の専用室「サークルルーム」を無償で提供し、子育てサークル活動等の促進を積極的に図ります。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
実利用団体数	20 団体	25 団体

75 親子の交流及び子育て家庭同士の交流の推進

担当課：こども育成課

とまこまい子育て支援センターにおいて、ランチルームの開放や親子で参加できるイベントを実施し、親子の交流及び子育て家庭同士の交流を推進します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
推進体制	ランチルームの開放。 イベント：年6回実施	ランチルームの開放 イベント：年9回実施

3-5 保護の必要な子どもの受け入れ先の確保

施策の方向

- 社会的養護が必要な子どもに対する支援体制の充実を図ります。

主な施策

76 子育て短期支援事業（ショートステイ）

担当課：こども支援課

保護者の病気や入院、事故などにより、家庭での児童養育が一時的に困難になった場合、里親において一時的に児童を短期間預かる子育て短期支援事業を推進します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
支援体制	利用世帯数：12 世帯 利用延べ日数：62 日 契約里親数：8 世帯	支援体制を維持します。

77 里親制度

担当課：こども支援課

何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった児童が、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、温かい愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育する里親制度の普及促進と里親の開拓を図ります。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
登録里親数	21 組 (29 年度実績) ※対象年度の登録里親数は翌年度末の確定となるため、H29 年度の実績値を記載。	23 組

3-6 ひとり親家庭等への相談体制の充実

施策の方向

- ひとり親家庭や生活困窮世帯の自立した生活、子どもの学習支援に向けた相談支援体制の強化を図ります。

主な施策

78 ひとり親家庭等の相談体制の充実

担当課：こども支援課

ひとり親家庭等の自立支援のため、専門相談員による助言・指導を行うなど相談体制の充実を図ります。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
相談体制	ひとり親家庭等相談件数：1,327 件	相談体制を維持します。

79 ひとり親家庭等日常生活支援事業

担当課：こども支援課

ひとり親家庭等が安心して子育てしながら生活できるよう、一時的な家事援助や保育等のサービスを提供します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
支援体制	支援回数：153 回	支援体制を維持します。

80 ひとり親家庭学習支援事業

担当課：こども支援課

ひとり親家庭の児童等は、精神面や経済面で不安定な状況に置かれることにより、学習や進学意欲が低下したり、十分な教育を受けられず、児童等の将来に不利益な影響を与えかねないため、大学生や教員退職者等による学習支援を実施します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
利用者数	44 人	70 人

81 生活困窮世帯子どもの学習支援事業

担当課：総合福祉課

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習援助を推進します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
制度の実施	利用者数：48 人	制度の周知を図りながら、引き続き生活困窮世帯への学習支援を実施します。

基本目標4 仕事と子育ての両立を支援します

子育て中の就労者が男女問わず、家庭の状況やライフスタイルに応じた子育てに向き合えるよう、働き方改革に関連する諸施策と整合性を図りながら、企業や市民に対して情報発信を行います。また、多様な働き方に対応できるよう、きめ細かな保育サービスの充実を図ります。

施策推進の背景

共働き家庭が増加し続けている中、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるなどの理由により、出産を機に退職する女性が、未だに多くみられます。

また、父親の子育てに参加する意識・志向は浸透しつつありますが、育児休業の取得率が低いままであること、男性が仕事を優先して子育てへの参加が進んでいないことなど、多くの課題を抱えています。

近年、「働き方改革」により、就業者全体の働き方を見直す動きが出始めています。その動きに歩調を合わせて、企業と就業者がともに子育て家庭の親の多様な働き方に取り組み始めていることから、今後の働き方やライフスタイルの変化に合わせた、仕事と子育ての両立に向けた基盤整備を図っていくことが必要です。

施策体系

基本目標4 仕事と子育ての両立を支援します

4-1 ワーク・ライフ・バランスの推進

4-2 多様なニーズに対する保育サービスの充実

4-1 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向

- 子育てと仕事の両立を支援する各種制度の周知及び法令遵守を図り、子育て家庭が働きやすい就労環境の整備を促進します。
- 各種講座等を通じて、男女がともに子育てに参画するための意識の醸成を図ります。
- 育児休業から復職を希望する母親の就業支援を図ります。

主な施策

82 子育てと仕事の両立に関する法や制度の周知

担当課：協働・男女平等参画室（男女平等参画）、工業・雇用振興課

育児・介護休暇、妊娠や出産、育児休業等を理由とした解雇その他不当な取扱いをすることの禁止などの法や制度の周知、労働時間の見直しなどの情報提供に努めます。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
周知体制の充実	・男女平等参画推進センターにおいて関連図書の出借、閲覧。 ・広報とまこまいやホームページ、フェイスブックなどでの制度の周知。	周知体制を維持するとともに、内容の充実を図ります。

83 就労場における母性保護などの制度の周知

担当課：協働・男女平等参画室（男女平等参画）、工業・雇用振興課

働く女性の母性保護や母性健康管理制度の周知に努めます。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
周知体制の充実	・男女平等参画推進センターにおいて関連図書の出借、閲覧。 ・広報とまこまいやホームページ、フェイスブックなどでの制度の周知。	周知体制を維持するとともに、内容の充実を図ります。

84 仕事と家庭の両立を促進するための啓発

担当課：協働・男女平等参画室（男女平等参画）

男女の固定的な役割分担意識を是正するため、広報・啓発活動や学習機会の充実に努め、家庭や地域、職場における男女平等参画を促進します。（男女平等参画情報誌「ふりーむ」の発行、男女平等参画講座・各種学習会の実施等）

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
各種広報・啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等参画情報誌「ふりーむ」28号（3月）1,500部発行。併せてホームページ掲載・各公共施設・道内自治体へ配布のほか、講座受講者・市民団体等に配布。 ・ホームページ、ブログ、Facebook等を活用し情報発信を実施。 ・図書資料の充実。新刊図書53冊購入（男女平等参画誌を含む）、他機関からの情報収集。 ・図書貸出案内や男女平等参画に関する新聞記事等の館内掲示。 ・男女共同参画週間や講座開催に合わせて国立女性教育会館から男女平等に関する図書資料を借用し展示や貸出に対応。 <ul style="list-style-type: none"> ・男のキッチン：延べ245人 ・小学生親子料理教室：30組60人 ・男女平等参画講座：延べ31人 ・女性のための起業セミナー：13人 ・健康講座：15人 ・女性のエンパワーメント講座：15人 ・男女平等参画推進講演会：46人 ・女性のための健康講座：20人 ・女性活躍推進講座：20人 ・ワーク・ライフ・バランス講座：63人 ・地域防災講座：17人 ・女性の人権講演会：70人 ・女性のための働き方・起業・創業相談会：延べ102人 ・女性活躍推進講座：20人 ・女性活躍推進お話し会：延べ23人 ・マザーズハローワークと共催 <ul style="list-style-type: none"> 子育て中の母親の就職支援講座：延べ152人 ・男女平等参画推進センター実施全事業での託児実施（1歳以上） <ul style="list-style-type: none"> 託児人数：延べ301人、託児回数：83回 	各種広報・啓発活動を引き続き実施します。

85 子育てを理由に離職した女性を対象とした復職支援

担当課：工業・雇用振興課

結婚、出産、子育てを理由に離職した女性の復職の支援に努めます。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
復職支援対象者	支援セミナー参加者：延べ77人 新規就職者数：19人	新規就職者数を維持します。

86 父親への子育て支援

担当課：健康支援課

父親が育児に関心を持ち、理解を深めて積極的に育児をすることで、夫婦間で良好な関係を築きながら、子育てができることを促します。

評価指標		現状値 (H30)	目標値 (R6)
交付数	父子健康手帳	1,226 人交付 (転入者含む)	母子健康手帳新規交付数と同等数
参加人数	育児教室参加組数	24 組	40 組

4-2 多様なニーズに対する保育サービスの充実

施策の方向

- 保護者の働き方の多様化や緊急時の一時的な保育等、多様な保育ニーズに対応したサービス提供体制の充実を図ります。

主な施策

87 乳児保育事業

担当課：こども育成課

女性の就労増加や就労形態の変化により、1歳未満児の保育に対する社会的要請が増大しているため、乳児保育の充実に努めます。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
実施園数	30 園	40 園

88 一時預かり事業

担当課：こども育成課

保護者の就労形態の多様化や疾病などやむを得ない事由により、一時的に家庭における育児が困難な場合や保護者の育児疲れなどの解消に対応するため、一時的に保育が必要となる児童を預かる一時預かりを推進します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
実施園数	5 園	6 園

89 病児・病後児保育事業

担当課：こども育成課

病中又は病気回復期にあって、集団での保育が困難な児童を預かる病児・病後児保育事業を推進します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
実施か所数	4 か所	5 か所

90 延長保育事業

担当課：こども育成課

保護者の労働形態の多様化、通勤時間の増加等に伴い、通常の開所時間（午前7時30分～午後6時30分）を前後30分又は後ろ30分延長して開所する延長保育を推進します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
実施園数	11 園	実施園数を維持します。

91 休日保育事業

担当課：こども育成課

保護者の休日就労等に対応するため、日曜・祝日等においても開所する休日保育を推進します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
実施園数	2 園	3 園

92 広域保育事業

担当課：こども育成課

保育を必要とする児童を居住地の市町村以外の保育所等に相互入所させる、広域入所を実施します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
制度の実施	管外入所児童数：37 人	広域保育事業を引き続き実施します。
	管外受入児童数：6 人	

基本目標5 地域で支えあい安心して子育てができる環境をつくります

子どもや子育て家庭を地域ぐるみで支えていけるよう、子育ての重要性や地域の一員としての子育てや子どもの健全育成など、地域全体での子育て意識の向上を図ります。また、子どもの権利の向上や非行防止対策、犯罪防止など、親子で安心して生活できる環境づくりを促進します。

施策推進の背景

核家族化や親戚づきあい、近所づきあいの希薄化が進み、身近な人に頼りにくい、身近に頼る相手がない状況が進んでいます。地域のつながりや絆の重要性が再認識される中、地域全体で子育てを見守り、支えていく環境づくりが求められています。

また、子どもが健全に、健康的に成長できるよう、いじめや非行の防止、犯罪から子どもを守るための市民の意識づくりや支援体制の充実が求められています。

さらに、子育て家庭が暮らしやすい生活環境として、安全に遊ぶことができる公園の充実や通学路における歩道の整備やバリアフリー化など安心して外出できる環境づくり等が必要です。ハード面での計画的な整備を進めるとともに、市民からの理解・協力や見守り体制づくり、受動喫煙対策などソフト面においても、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりを進めていく必要があります。

施策体系

基本目標5 地域で支えあい安心して子育てができる環境をつくります

5-1 地域の子育て力向上のための支援の充実

5-2 地域における子育て相談・交流の充実

5-3 子どもの健全育成の推進

5-4 子どもの権利の普及・啓発

5-5 安全安心なまちづくりの推進

5-6 安心して外出できる環境の整備

5-7 子どもの交通安全の確保

5-8 青少年の非行対策の推進

5-9 子どもの犯罪被害防止

5-1 地域の子育て力向上のための支援の充実

施策の方向

- 子育て支援をする地域活動を対象に支援を行い、活動の活性化を促進します。

主な施策

93 育児サークルへの出前講座

担当課：こども育成課

育児サークルを育成・支援するため、乳幼児の発育・発達、育児方法についての出前講座を行います。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
開催数	1回	4回

94 子育てサークル活動助成事業

担当課：こども支援課

子育てをしている方の、子育て不安や孤立感を解消するため、子育て支援活動を実施している団体に対し、その活動を支援します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
助成額	15,000円 (補助団体 15 団体 補助総額 225,000円)	子育てサークル団体への助成額を現行の水準で維持します。

95 子育て支援グループへの支援

担当課：協働・男女平等参画室 (男女平等参画)

地域の子育て団体等の学習活動を支援します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
支援団体数	広報とまこまい、ホームページでの事業周知。 子育てサークル等の講座など、5 団体に助成。 (総額 82,500円)	6 団体に助成。

5-2 地域における子育て相談・交流の充実

施策の方向

- 地域全体で子育て家庭を支えるため、住民相互の支えあい活動の活性化や身近な場所で気軽に相談できる体制の強化を図ります。
- 子どもや子育て家庭における多様な交流機会の拡充を図ります。

主な施策

96 乳幼児のための交流事業の開催

担当課：青少年課

児童センターにおいて、乳幼児と保護者を対象にとまベビータ임을開催します。また、幼児と保護者を対象に週1~2回の設定遊びを開催することで、親子や親同士の交流を図り、子育て支援を推進します。

評価指標		現状値 (H30)	目標値 (R6)
開催回数	とまベビータime	31回	35回
	幼児交流会	265回	300回

97 異年齢児・世代間交流事業

担当課：こども育成課

園児と地域の児童やお年寄りが、地域行事などを通じて共同活動を行ったり、伝承遊びを行うなどの交流活動を推進します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
実施園数	保育所：18園 認定こども園：9園	保育所・幼稚園・認定こども園全園 (39園)

98 地域子育て支援事業

担当課：こども育成課

保育所の子育てルームやとまこまい子育て支援センターにおいて、子育てしている親とその乳幼児を対象に、交流の場の提供、子育ての相談や援助、子育て関連の情報提供や講習会の開催などを行うとともに、子育てサークルの育成支援など地域のネットワークづくりを推進します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
制度の実施	2,250世帯	引き続き実施します。

99 ファミリー・サポート・センター事業

担当課：こども支援課

子育てについて援助を受けたい人と援助をしたい人により会員組織をつくり、地域の人々が相互に子育て家庭を支援していくファミリー・サポート・センター事業を推進します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
支援体制	活動件数：4,478件	支援体制を維持します。

100 利用者支援事業

担当課：こども育成課

子育て家庭のニーズに合わせて、認定こども園・幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるよう、専任職員が情報提供や相談・援助を行う利用者支援事業を推進します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
制度の実施	2,280 件	引き続き実施します。

5-3 子どもの健全育成の推進

施策の方向

- 地域における子どもの健全育成に向けた活動を促進します。

主な施策

101 幼児・児童の健康増進事業

担当課：スポーツ都市推進室

幼児・児童を対象として、総合体育館や川沿公園体育館で、親子のびのび教室や少年少女体カづくり教室などを開催し、幼児・児童の健康増進と健全育成を推進します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
実施回数	11 回	13 回
参加人数	1,437 人	1,700 人

102 児童センターの利用促進

担当課：青少年課

児童の健康を増進し、豊かな情操を育むため、児童センターの利用促進を図るとともに、子ども会・母親クラブなどの育成に努めます。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
来館者数	126,956 人	165,000 人

103 青少年委員委嘱事業

担当課：青少年課

各町内会単位で青少年委員を委嘱し、地域と一体となった青少年の健全育成・非行防止活動を推進します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
研修会・講習会開催回数	1 回	2 回

104 放課後子ども総合プラン

担当課：青少年課、教) 総務企画課

次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型実施について継続して検討します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
実施校の数	1 校で 2 回実施	モデル校を 2 校選定し実施します。

105 健全育成啓発資料発行

担当課：青少年課

1年間の主な健全育成事業結果を「青少年だより」としてまとめ、各町内会・学校等に配付します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
発行体制	153部	発行体制を維持します。

106 「希望の鐘」吹鳴事業

担当課：こども支援課

青少年育成の願いを含め、学校・公園に設置している「希望の鐘」を1日3回吹鳴します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
事業体制	25か所設置 1日3回吹鳴	事業体制を維持します。

5-4 子どもの権利の普及・啓発

施策の方向

- 子どもの権利に対する理解を深めるための取り組みを推進します。

主な施策

107 子どもの権利の普及・啓発

担当課：教) 指導室

「子どもの権利条約」の指導資料を指導室ホームページに掲載し、授業での活用や配付を行うとともに、苫小牧市いじめ問題子どもサミットを実施し、子どもの権利の普及・啓発に努めます。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
啓発活動の実施	・指導資料をホームページに掲載済み ・第6回苫小牧市いじめ問題子どもサミットを実施。(H30.6.30)	啓発活動を引き続き実施します。

5-5 安全安心なまちづくりの推進

施策の方向

- 子どもや子育て家庭が安全・安心な暮らしをできる生活環境の整備を推進します。

主な施策

108 公園のリニューアル化

担当課：緑地公園課

古い公園の遊具などをリニューアルし、子どもたちに環境の良い遊び場を引き続き提供します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
遊具などのリニューアル化	ときわ西公園、川沿6丁目公園、小糸井1丁目公園、桜木2丁目公園、花園2丁目公園、豊川2丁目公園、みどりの公園、有珠3号公園、宮の森1号公園、ひまわり公園、春日1丁目公園、緑町2丁目公園、清川公園、双葉3丁目公園、三光町3号公園、新生台公園の老朽化した遊具を更新。	遊具の更新を実施します。

109 公営住宅の建替事業の推進

担当課：住宅課

老朽化し手狭な市営住宅の建替えにおいて、子育てにも対応できる、ゆとりのある住宅づくりに努めます。【平成26年度から日新団地の建替事業に着手】

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
建設棟・戸数	日新団地 4棟 192戸建設	日新団地 5棟 234戸建設

110 安心安全な道路整備

担当課：道路河川課、道路維持課

人にやさしい街づくりを目標に、安心・安全に配慮した道路整備、歩道のバリアフリー化、除雪体制の充実などを推進します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
対象路線の整備	苫小牧駅周辺等の歩道のバリアフリー化 小学校周辺道路の交通安全対策実施。	歩道のバリアフリー化、小学校の通学路等の交通安全対策を引き続き実施します。
除雪体制の充実	除雪体制の時間短縮。	引き続き除雪体制の充実を図ります。

111 街路灯整備

担当課：市民生活課

夜間の犯罪、事故を防止し、通学路などの安全を確保するため、幹線道路に街路灯を設置するとともに、生活道路に街路灯を設置した町内会などに助成します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
制度の実施	街路灯21基設置。 うち、町内会等が設置した街路灯18基に対し補助金を交付。	要望に応じた街路灯の設置、町内会等への補助金の交付を引き続き実施します。

5-6 安心して外出できる環境の整備

施策の方向

- 小さな子ども連れでも安心して外出できるよう、ソフト・ハードの両面から環境づくりを推進します。

主な施策

112 市主催事業等での託児の実施

担当課：協働・男女平等参画室（男女平等参画）

講演会、学習会など市主催の事業において託児を実施し、子育てする親の文化活動等を支援します。

評価指標		現状値（H30）	目標値（R6）
託児の実施	男女平等参画推進センター実施事業（講座、相談事業等）での託児（1歳以上）	託児人数：延べ301人	託児を引き続き実施するとともに、子育て家庭の事業参加の促進を図ります。
		託児回数：83回	

113 公共施設のバリアフリー化の推進

担当課：建築課、設備課、障がい福祉課

苫小牧市福祉のまちづくり条例に基づき、子育て家庭が安心して利用できるトイレ整備のほか、公共施設等のバリアフリー化を推進します。

評価指標		現状値（H30）	目標値（R6）
バリアフリー化	建築課	<ul style="list-style-type: none"> 日新町市営住宅 11 号棟新築（H29・30 継続事業） 北光小学校校舎大規模改造 緑小学校校舎改築 錦岡小学校校舎増築 錦岡小学校校舎大規模改造 啓北中学校校舎改築 ウトナイ中学校校舎新築 緑小学校屋内運動場改築（H30・31 継続事業） ウトナイ中学校屋内運動場新築 市立病院医局棟増築（H30・31 継続事業） ウトナイ交流センター展望施設新築 	公共施設の新設や既存施設の改修時に、バリアフリー化を引き続き実施します。
	設備課	<ul style="list-style-type: none"> 日新町市営住宅 11 号棟新築 北光小学校校舎改築 錦岡小学校校舎増築 錦岡小学校校舎大規模改造 緑小学校校舎改築 啓北中学校校舎改築 ウトナイ中学校校舎新築 	公共施設の新設や既存施設の改修時に、バリアフリー化を引き続き実施します。
	障がい福祉課	<p>公共施設において、市民からの要望が多い又は、緊急性の高いか所において随時協議の上、バリアフリー化を進めることができています。</p> <p>【H30実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 苫小牧市役所和式トイレの洋式化工事 日新児童センター和式トイレの洋式化工事 沼ノ端児童センター和式トイレの洋式化工事 	引き続き、苫小牧市福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設等のバリアフリー化の推進を継続します。

114 受動喫煙防止対策助成金

担当課：健康支援課

職場の受動喫煙対策に取り組む市内の事業場に対し、国の助成金に上乗せして助成金を交付します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
敷地内禁煙、屋内禁煙、喫煙専用室設置のいずれかにより受動喫煙対策に取り組んでいる企業の割合	61.1%	100%

115 空気もおいしい施設認定事業

担当課：健康支援課

敷地内禁煙又は屋内禁煙としている飲食店を「空気もおいしい施設」として認定し、認定証とステッカーを交付します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
認定店舗数	新規施策	100 店舗

5-7 子どもの交通安全の確保

施策の方向

- 子どもや子ども連れが安心して外出できるよう、交通安全の意識啓発や交通安全施設の整備を推進します。

主な施策

116 交通安全教室

担当課：安全安心生活課

交通安全指導員が保育所・幼稚園・小学校・町内会などに出向き、交通安全教室を開催します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
実施回数	339 回	360 回

117 交通安全啓発の実施

担当課：安全安心生活課

市広報紙への掲載や家庭訪問などにより、交通安全の啓発を推進します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
運動期間の広報掲載回数	6 回掲載	市広報紙への掲載や家庭訪問などにより、交通安全の啓発を推進します。
交通安全新聞週配布対象者	小中学校全校に配布	
家庭訪問による啓発活動実施回数	14 回	
交通安全啓発ちらし配布か所数	市内高等学校	

118 巡回広報・早朝啓発の実施

担当課：安全安心生活課

毎月1日・15日に、登校時間に合わせて市内を巡回広報し、交通安全の啓発を推進します。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
巡回広報体制	19回実施	毎月1日・15日に、登校時間に合わせて市内を巡回広報し、交通安全の啓発を推進します。

119 登校時街頭指導

担当課：安全安心生活課

交通安全指導員が登校時間に通学路に立ち、交通安全指導を行います。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
指導体制	交通安全指導員が登校時間に通学路に立ち、交通安全指導を実施。	交通安全指導員が登校時間に通学路に立ち、交通安全指導を行います。

120 交通安全施設整備事業

担当課：安全安心生活課

横断歩道灯、横断歩道防護柵、通学路標識、幼児ゾーン標識、スクールゾーン大型表示板などを設置します。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）	
設備の設置	横断歩道灯	4基	5基
	カーブミラー	1基	1基
	通学路標識	13基	6基
	スクールゾーン大型看板	3基	3基

5-8 青少年の非行対策の推進

施策の方向

- 青少年の非行問題に対し、地域全体で対応するための連携した取り組みを推進します。

主な施策

121 広報誌発行事業

担当課：こども支援課

青少年の非行問題に対して、家庭・学校・地域・関係機関が一体となった取り組みを推進するため、広報誌「少年指導センターだより」を小学校・中学校・高校・関係機関に配付します。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
発行体制	年3回 各15,400部	発行体制を維持します。

122 関係機関・団体との情報交換

担当課：こども支援課

青少年の問題行動に対応するため、警察署や小学校・中学校・高校生徒指導連絡協議会等の関係機関・団体と情報交換を行います。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
連絡体制	小学校生徒指導連絡協議会 中学校生徒指導連絡協議会 高等学校生徒指導連絡協議会 中学校区別生徒指導連絡協議会 五地区広域指導連絡協議会 胆振東部青少年指導連絡協議会	連絡体制を維持します。

123 巡回活動事業

担当課：こども支援課

巡回活動を通して非行の実態を把握するとともに、状況を分析し効果的な対応計画を策定し、非行の未然防止・早期発見・早期指導のための活動を推進します。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
巡回体制	街頭指導：年間900回	巡回体制を維持します。

5-9 子どもの犯罪被害防止

施策の方向

- 子どもが犯罪被害にあわないよう、地域全体で見守る活動の活性化を図ります。

主な施策

124 「子どもSOSの家」運動の推進

担当課：こども支援課

変質者・不審者から子どもを守るため、全市的な取り組みとして、「子どもSOSの家」の推進に努めます。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
事業の推進	新ステッカー貼付・配布活動の実施。 (配布枚数 2,560 枚)	<ul style="list-style-type: none"> ・新ステッカーの協力者の募集活動と貼付の確認作業を行います。 ・新ステッカー添付、配布作業を行います。

125 「子どもを守り心を育てる運動」の取り組みの推進

担当課：こども支援課

次世代を担う青少年の健全育成を図るため、毎年7月1日～7月31日に「子どもを守り心を育てる運動」を展開し、いじめ・薬物乱用根絶運動や挨拶運動等を推進します。また、7月を「強調月間」として指定し、街頭啓発運動や各種巡回活動を実施します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
運動体制	参加団体数	26 団体
		28 団体

126 防犯啓発事業

担当課：安全安心生活課

安心なまちづくりのため、「防犯だより」の発行、地域防犯巡回パトロール・出前講座を行います。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
啓発活動の実施	「防犯だより」年6回発行。 地域パトロール実施回数：年17回 出前講座実施回数：年6回 歳末地域安全運動市民パレード実施。 自主防犯組織の活動支援。	啓発活動を引き続き実施します。

基本目標6 一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をより充実します

児童虐待や家庭内でのDV、子どもの障がい、ひとり親家庭など、様々な要因により特に支援を必要とする子どもに対して、関係機関と連携を強化し、子ども一人ひとりの特性や状況に応じた適切かつ専門性の高い支援の充実を図ります。

施策推進の背景

地域における人間関係の希薄化が進み、子育て家庭が孤立しやすく、虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）等の家庭における課題の潜在化、深刻化が進んでいることが考えられます。このことから、保護者をはじめ、市民や関係機関等が家庭における課題について、理解と共通認識を持ち、早期発見・早期対応に努めていく必要があります。

また、近年は離婚件数が減少傾向となっているものの、実家等からの支援を受けることもできず、経済的にも精神的にも厳しい状況に置かれているひとり親家庭も多く、貧困対策や虐待防止の観点からも、生活状況に応じた総合的な支援が必要です。

さらに、すべての子どもの健やかな成長を支援するためには、障がいを早期に発見し、適切な療育へとつなげていくことが重要です。近年は、発達障がいを持つ子どもが増えてきていますが、社会的な理解が十分ではなく、二次障がいへとつながるリスクもあることから、保護者をはじめ、周囲の人たちへの理解を深め、子どもにとって適切な支援が行われる体制づくりが必要です。

施策体系

基本目標6 一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をより充実します

- 6-1 児童虐待防止に対する対策
- 6-2 DV（ドメスティック・バイオレンス）家庭への支援の充実
- 6-3 ひとり親家庭等への経済的支援の充実
- 6-4 障がい児の発達支援の充実
- 6-5 障がい児家庭への経済的支援の充実
- 6-6 障がい児の教育・保育の充実
- 6-7 特別支援教育の推進

6-1 児童虐待防止に対する対策

施策の方向

- 児童虐待に対する市民の理解促進を図り、地域による見守りと早期発見、早期対応につなげます。
- 関係機関の連携を強化し、児童虐待の早期発見と適切かつ迅速な対応が可能な体制の充実を図ります。

主な施策

127 要保護児童対策地域協議会

担当課：こども支援課

児童虐待の予防・防止、早期発見及び虐待事例への円滑な支援を行うために「要保護児童対策地域協議会」との連携を強化し、関係機関によるケース検討会議や実務者会議を開催します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
連携体制	要保護児童対策地域協議会個別ケース検討。 会議開催数：106回 対象児童数：248人	連携体制を維持します。

128 児童相談体制の充実

担当課：こども支援課

増加する児童虐待相談に対応するため、相談体制の充実を図るとともに、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援、家族の再統合にいたるまでの切れ目ない総合的な支援の充実を図ります。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
相談体制	家庭児童相談件数：1,090件	児童相談体制を維持します。

129 児童相談複合施設における児童虐待対応体制の充実

担当課：こども支援課

苫小牧市子ども家庭総合支援拠点と室蘭児童相談所苫小牧分室が入る複合施設を整備し、児童虐待対応体制の強化を図ります。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
児童虐待対応体制	新規施策	児童虐待対応体制を維持します。

130 児童虐待防止の出前講座

担当課：こども支援課

児童虐待の予防・防止や発見時の早期通報の重要性を市民に理解してもらうため、出前講座を通じて児童虐待の現状や事例などを紹介しながら、未然防止や緊急通報などの周知を図ります。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
実施体制	依頼受付数：5回	出前講座実施体制を維持します。
	実施回数：5回	
	受講者数：159人	

131 児童虐待に対する専門性の向上

担当課：こども支援課

児童関係者に対して、虐待について理解し、対処方法等を学ぶための研修会等を開催し、虐待に関する知識の普及を図ります。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
研修実施体制	研修会開催数：3回	児童虐待研修の実施体制を維持します。
	参加人数：373人	

132 児童相談所との連携強化

担当課：こども支援課

一時保護等の実施が適当であると判断した場合など児童相談所の専門性や権限を要する場合には、適切に援助を求めるほか、北海道と相互に協力し、児童虐待による重大事例の検証を行います。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
連携体制	児童相談所送致件数：36件	連携体制を維持します。

133 養育支援訪問事業

担当課：こども支援課

子育ての支援が必要と認められる家庭に、支援員が家庭訪問し、養育に関する援助・助言を行います。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
支援体制	支援回数：130回	支援体制を維持します。

6-2 DV（ドメスティック・バイオレンス）家庭への支援の充実

施策の方向

- 配偶者等による暴力から身を守り、安全を確保するための相談支援体制の強化を図ります。

主な施策

134 相談体制の充実

担当課：こども支援課、協働・男女平等参画室（男女平等参画）

【こども支援課】

夫などからの暴力により心身の安全が脅かされ、緊急に保護を要する女性及び同伴する児童の相談を受けるとともに、警察や民間シェルターなど関係機関と連携をしながら、被害者の保護支援を図ります。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
相談体制	女性相談件数：543件	女性の相談体制を維持します。
	女性相談援助センター等への入所件数：17件	

【協働・男女平等参画室（男女平等参画）】

弁護士による法律相談を実施します。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
相談体制	一般相談件数：4人	相談体制を維持します。
	法律相談件数：16人	

135 民間シェルターへの支援

担当課：協働・男女平等参画室（男女平等参画）

ドメスティック・バイオレンス等の被害女性やその子どもの保護や自立支援を行う民間シェルターを運営する団体に対し支援を行い、連携しながら被害者支援の充実を図ります。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
支援体制	<ul style="list-style-type: none"> 民間シェルターの運営費の一部として、家賃及び光熱水費の実費出額を補助。（交付額 2,188,000 円） 民間シェルターを利用後、切れ目のない支援を行うため、DV被害者等のアフターサポート業務を委託。（委託費 2,203,200 円） 	支援体制を維持します。

6-3 ひとり親家庭等への経済的支援の充実

施策の方向

- ひとり親家庭等に対する経済的支援の充実を図ります。

主な施策

136 ひとり親家庭等医療費助成

担当課：こども支援課

母子及び父子家庭等に対し、疾病の早期治療を促進し、健康の保持・増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成します。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
制度の実施	受給対象者：親 2,287人 子 3,432人	北海道の助成を上回る市単独の助成を実施します。
	総助成額：154,590,614円	

137 母子家庭等児童入学援助金

担当課：こども支援課

小学校又は中学校に入学する児童がいる母子家庭等の生活を援助するため、入学援助金を支給し、児童の福祉増進を図ります。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
援助金額	小学生：20,000円	現行の援助金額の水準を維持します。
	中学生：30,000円	

138 母子家庭等自立支援給付金事業

担当課：こども支援課

母子家庭の母又は父子家庭の父の就業をより効果的に推進するため、「自立支援教育訓練給付金事業」や「高等職業訓練促進給付金事業」、「高卒認定試験合格支援給付金事業」の利用を促進します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
制度の実施	自立支援教育訓練給付金：13件	対象者への給付を継続します。
	高等職業訓練促進給付金：23件	
	高卒認定試験合格支援給付金：1件	

139 児童扶養手当

担当課：こども支援課

父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童を監護する父又は母や、その者に代わって児童を養育している人に、児童が満18歳に到達した年度末まで手当を支給します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
制度の実施	受給者数：27,111人	国の制度に基づき、受給対象者に対し、引き続き手当を支給します。
	支給総額：1,113,729,730円	

6-4 障がい児の発達支援の充実

施策の方向

- 一人ひとりの個性や能力を伸ばし、地域で安心して暮らしていくことができるよう、特性に応じた専門的な支援体制の充実を図ります。

主な施策

140 障がい児相談

担当課：発達支援課

障害児通所支援や障害福祉サービス利用のための相談支援事業をはじめ、児童の発達や障がいに関わる相談をします。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
相談体制	相談件数：未就学児 561件 就学児 128件	相談体制を整備し、地域支援を含めた相談支援を実施します。
	相談支援利用計画作成件数：191件	

141 就学相談

担当課：教 指導室

障がいの疑いのある子どもの就学や教育についての相談を行います。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
相談体制	障がいの疑いのある又は疑いのある子どもの就学や教育についての相談を行いました。 相談件数50件	相談活動を引き続き実施します。

142 障がい児の通所支援

担当課：発達支援課、障がい福祉課

【発達支援課】

障がいのある幼児・児童に対し、通所により日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
利用回数	月平均利用回数：未就学児 2.0回 就学児 2.2回	児童の年齢や発達の状況に合わせ、必要な療育支援を実施します。

【障がい福祉課】

障がいのある幼児・児童に対し、民間事業所の利用を含め、当該通所支援の利用機会の確保を図ります。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
事業所数	24か所 1月当たりの平均利用者数(延べ4,679人/月) ・発達支援部会の開催。 ・通所施設に関する連絡協議会の実施。	苫小牧地域児童通所支援事業所連絡協議会と連携しながら、引き続き、通所支援の利用機会の確保を図ります。

143 障がい児自立支援給付事業

担当課：障がい福祉課

障がいのある幼児・児童に対し、居宅介護、補そう具交付、短期入所等の支援に対する経費を給付します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
制度の実施	事業者数：居宅介護 43か所 短期入所 10か所	対象者への自立支援給付を引き続き実施します。
	1月当たりの平均利用者数：居宅介護 46人/月 短期入所 26人/月	
	補そう具：151件	
	日常生活用具：100件	

6-5 障がい児家庭への経済的支援の充実

施策の方向

- 障がい児のいる家庭を対象に、就学や医療、養育等にかかる経済的負担の軽減を図ります。

主な施策

144 特別支援学級通学通級児童生徒付添者交通費補助

担当課：教) 学校教育課

特別支援学級などに通学・通級する児童生徒の登下校の送迎をするために、バス又は自家用車を利用する保護者などに、送迎に要する交通費を助成します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
制度の実施	小学校：バス利用 1人 車利用 8人	対象者への交通費の助成を引き続き実施します。
	中学校：バス利用 2人 車利用 15人	

145 重度心身障害者（児）医療費助成

担当課：障がい福祉課

重度心身障がい者（児）に対し、疾病の早期治療を促進し、健康の保持・増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
制度の実施	対象者への助成を引き続き実施。 重度心身障害者医療費助成の資格認定件数 ：4,735人	制度の周知を図るとともに、対象者への助成を引き続き実施します。

146 障害児福祉手当

担当課：障がい福祉課

在宅の重度障がい児に対して、その重度の障がいのために生じる特別の負担を軽減するため、手当を支給します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
制度の実施	対象者への支給を引き続き実施。 受給者数：113人※3月末時点受給者数 支給総額：19,704,130円	制度の周知を図るとともに、対象者への支給を引き続き実施します。

147 特別児童扶養手当

担当課：障がい福祉課

精神又は身体に障がいのある児童を養育している方に、手当を支給することにより福祉の増進を図ります。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
制度の実施	対象者への支給を引き続き実施。 受給者数：412人	制度の周知を図るとともに、対象者への支給を引き続き実施します。

6-6 障がい児の教育・保育の充実

施策の方向

- 保育所や幼稚園等における専門的支援の充実と受け入れ体制の強化を図ります。

主な施策

148 障害児保育事業

担当課：こども育成課

保育を必要とする心身に障がいのある児童を保育所及び認定こども園に入所させ、健常児との集団保育を通じて、障がい児の成長発達を促進する障害児保育を推進します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
実施園数	17園 (保育所及び認定こども園全27園において障がい児保育の実施が可能)	33園

149 保育所等訪問支援事業

担当課：発達支援課

障がい児の療育支援経験のある指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
訪問回数	13回 (支援人数：3人)	30回 (支援人数：5人)

150 私立幼稚園障害児教育補助

担当課：こども育成課

心身に障がいのある幼児を就園させ、健常児とともに幼児教育を積極的・継続的に行う幼稚園の設置者に、補助金を交付します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
制度の実施	対象：15園 41人	対象園（幼児）への補助金交付を引き続き実施します。

151 幼稚園等相談事業

担当課：教) 指導室(子ども支援室)、こども育成課

幼稚園等に通う、発達に遅れや、心身に障がいのある幼児の小学校就学に向けての相談等を幼稚園等に訪問し実施します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
相談体制	指導主事、子ども支援室「あかり」の相談員、健康こども部こども育成課幼児教育支援員とともに幼稚園・保育所を訪問しました。 訪問相談件数：10件	引き続き、幼稚園訪問事業を実施し早期からの特別支援教育の充実を推進します。

6-7 特別支援教育の推進

施策の方向

- 一人ひとりの特性に応じたきめ細かな教育的支援が行われる体制の充実を図ります。

主な施策

152 特別支援教育コーディネーターの充実

担当課：教 指導室

各市立小・中学校で特別支援教育コーディネーターを指名し、関係機関との連携を図ります。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
連携体制	障がいのある又は疑いのある児童生徒の支援等に関する学校間の連携を目的に、学校教育力向上特別支援部会を推進しました。 特別支援部会の実施回数：54回	引き続きコーディネーターの専門性を高める研修会を推進します。

153 特別支援教育支援員の配置

担当課：教 指導室

市立小・中学校に対し、特別支援教育支援員を配置します。

評価指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
特別支援教育支援員の配置	43人配置 (人区42) 小学校：25人 中学校：13人 (人区12) 院内学級：1人 適応指導教室：4人	各学校に特別支援教育支援員を複数人配置します。

第6章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

(1) 庁内連携による施策の推進

本計画の推進にあたっては、庁内の関係部局各課・機関が連携・調整を行いながら、総合的で効果的かつ効率的な施策推進を図ります。

(2) 北海道・関係機関との連携による施策推進

一人ひとりの状況に応じたより専門性の高い支援につなげることができるよう、北海道や関係機関との連携を強化し、必要に応じて協力・要請を行いながら、施策の推進を図ります。

(3) 地域、教育・保育施設、学校との連携による施策推進

地域が一体となって子育てを支援するため、市民をはじめ、ボランティアやNPO法人等の地域活動団体と本計画が目指す方向性を共有するとともに、教育・保育施設、学校を含めて、相互に連携・協力しながら、施策の推進を図ります。

2 計画の達成状況の点検・評価

本計画の推進にあたっては、毎年度、目標の達成状況及び施策の実施状況の点検・評価を行います。点検・評価の結果については、「苫小牧市子ども・子育て審議会」にて報告するとともに、市ホームページ等を通じて公表することとします。